

---

# 第3期 大阪狭山市 教育振興基本計画

---

学びあい、つながりあい、  
未来に輝く人づくり

「自分らしく、いきいきと学び、さやまを愛する子」を育む

令和7(2025)年2月

大阪狭山市教育委員会



# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

|           |   |
|-----------|---|
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 4 |
| 3 計画の期間   | 4 |
| 4 計画の策定体制 | 5 |

## 第2章 大阪狭山市の教育を取り巻く現状と課題

|                      |    |
|----------------------|----|
| 1 人口等の状況             | 6  |
| 2 幼児教育、学校教育を取り巻く状況   | 8  |
| 3 市民・教職員アンケートのポイント   | 14 |
| 4 第2期計画の成果と新計画に引継ぐ課題 | 16 |

## 第3章 教育振興の基本理念・基本方針

|           |    |
|-----------|----|
| 1 基本理念    | 24 |
| 2 めざす子ども像 | 25 |
| 3 基本方針    | 26 |
| 【施策の体系】   | 28 |

## 第4章 施策の展開

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 基本方針1 これからの社会を生き抜く力を養います     | 30 |
| 基本方針2 一人ひとりを大切にする教育を推進します    | 38 |
| 基本方針3 持続可能な社会のための教育環境を充実します  | 43 |
| 基本方針4 郷土を愛し自ら学び、高めあう学習を推進します | 51 |

## 第5章 計画の推進に向けて

|                      |    |
|----------------------|----|
| 1 計画の周知と各種情報の収集・発信   | 56 |
| 2 連携・協働する各主体に期待する役割  | 56 |
| 3 計画の進行管理及び評価・点検・見直し | 57 |



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 計画の背景・目的

大阪狭山市では、平成27年(2015年)3月に「第1期大阪狭山市教育振興基本計画」(以下「第1期計画」という)、令和2年(2020年)2月に「第2期大阪狭山市教育振興基本計画」(以下「第2期計画」という)を策定し、ともに「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」を基本理念に掲げ、教育の振興に取り組んできました。

しかし、子どもたちを取り巻く環境の変化は、ますます大きく、急激なものとなっています。特に「第2期計画」の期間内には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休校や活動自粛による教育スケジュールの変更や遅れ、感染症対策に伴う学校現場の負担の増加など、子どもたちや家庭、学校が大きな影響を受けました。一方、デジタル技術の活用の進展など、教育現場の新たな可能性をもたらす取り組みも進みました。

また、デジタル技術革新が子どもたちの学びや暮らしに及ぼす影響が大きくなっています。スマートフォンなどの情報通信機器の急速な普及は、学習環境や生活の利便性を高める一方、コミュニケーション手段の変化、インターネットやSNSへの依存、これらを媒介とした犯罪・トラブルの発生などの課題をより複雑化・多様化させています。

こうした中、教育行政(国)においては、令和5年(2023年)～令和9年(2027年)度を計画期間とした第4期教育振興基本計画が策定され、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」がコンセプトに掲げられています。特に、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや健康までを含めた幸福や生きがいをつめる考え方である「ウェルビーイング(Well-being)」が新しいポイントとなっています。

わが国では、今後も少子高齢化が進み、人口減少社会の到来は予想以上のペースとなっている中、本市においても、今後ゆるやかに人口が減少することが予想されています。一方で、子どもが育つ環境、子どもを育てる環境として、比較的高い評価を得ています。こうした評価は、歴史文化や自然などの地域資源の存在とともに、学校・家庭・地域・行政が協働し、まちぐるみで人と人とのつながりやまちへの愛着を育んできた成果のひとつといえます。

子どもたちを取り巻く社会の潮流はこれからも変化し続け、価値観やライフスタイルも多様化していくことが予想されます。こうした中、まちの良さやこれまでの取り組み成果を生かし、まちの持続と発展を支える次代の人材を育てるため、本市の教育のあり方が改めて問われています。

この計画は、「第1期計画」「第2期計画」で掲げた「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」を基本理念として継承しながら、教育を取り巻く課題に適切かつ柔軟に対応し、心身ともにたくましく、次代に活躍できる子どもたち、そして次代のまちづくり人材を育てていくため、市民共通の目標として策定するものです。なお、国際社会全体での「誰一人として取り残さない」社会の実現をめざすSDGs(持続可能な開発目標)の理念は、持続可能なまちづくりをめざす本市の考え方に重なり、教育振興への取り組みがSDGsの目標達成にも貢献すると考えられることから、その考え方を尊重し、連携に努めることとします。

## 【SDGs17の目標ロゴ】



## (2) 国・府の動向

### ① 第4期教育振興基本計画（令和5年（2023年）度～令和9年（2027年）度）

第4期教育振興基本計画として令和5年（2023年）6月に閣議決定された計画は、第3期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築をめざすという理念を引き継ぎつつ、「2040年以降の社会の変化を見据えた」教育政策のあり方を示しています。コンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つを掲げ、令和5年（2023年）度から令和9年（2027年）度までの5年間における基本方針及び教育政策の目標は次のように提示されています。

なお、同計画は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法律である「こども基本法」と連携しながら取り組むものとされています。

#### 【基本方針】

- 1 グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- 2 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- 3 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- 4 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- 5 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

#### 【今後5年間（令和5年（2023年）～令和9年（2027年）度）の教育政策の目標】

- ・確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成
- ・豊かな心の育成
- ・健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成
- ・グローバル社会における人材育成
- ・イノベーションを担う人材育成
- ・主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
- ・多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂
- ・生涯学び、活躍できる環境整備
- ・学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

- ・地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進
- ・教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進・デジタル人材の育成
- ・指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化
- ・経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保
- ・NPO法人・企業・地域団体等との連携・協働
- ・安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
- ・各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ

## ② 大阪府教育振興基本計画（令和5年（2023年）度～14年（2032年）度）

平成24年（2012年）3月に制定された「大阪府教育行政基本条例」に基づき策定された第1次計画が令和4年（2022年）度に終了し、新たに大阪の子どもたちの未来を拓く教育を実現するための羅針盤として、令和5年（2023年）～14年（2032年）度を計画期間とする「第2次大阪府教育振興基本計画」がとりまとめられています。そのめざす人物像及び基本方針は次のように示されています。

### 【大阪の教育がはぐくむ人物像】

- ◆人生を自ら切り拓いていく人
- ◆認め合い、尊重し協働していく人
- ◆世界や地域とつながり社会に貢献していく人

### 【基本方針】

- 1 確かな学力の定着と学びの深化
- 2 豊かな心と健やかな体の育成
- 3 将来をみすえた自主性・自立性の育成
- 4 多様な主体との協働
- 5 力と熱意を備えた教員と学校組織づくり
- 6 学びを支える環境整備
- 7 私立学校の振興

## （3）本市の動向

本市では、「第2期大阪狭山市教育振興基本計画」を策定し、令和3年（2021年）3月に策定した「第五次大阪狭山市総合計画」と調整を図りながら、教育施策を推進してきました。

また、就学前教育や子育てについては、「第2期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（さやまっ子のびのびプラン）」や「大阪狭山市保育教育指針」に基づき施策を展開するとともに、「大阪狭山市歴史文化基本構想」を踏まえながら、歴史文化を生かしたまちづくりの推進や郷土に対する愛着と誇りを育む取組みを進めてきました。

なお、「第五次大阪狭山市総合計画」は、本計画の策定と並行して中間見直しが進められていることから、教育分野の取り組みの方向性や基本的な考え方については、本計画で定める方針と整合を図っていきます。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づいて策定する、本市における教育振興のための施策に関する基本的な計画です。

国や府の関連計画を踏まえるとともに、市の最上位計画である「大阪狭山市総合計画」をはじめ、関連計画との整合を図ります。また、本計画の一部を、スポーツ基本法第 10 条第 1 項に基づく「大阪狭山市スポーツ推進計画」、子どもの読書活動の推進に関する法律第 9 条第 2 項に基づく「大阪狭山市子ども読書活動推進計画」として位置づけます。

なお、計画を推進する中で見直しが必要な事象が生じた場合には、適宜、見直すものとします。

## 3 計画の期間

本計画は、令和 7 年（2025 年）度から令和 11 年（2029 年）度までの 5 年間を計画期間とします。なお、社会状況の変化などによって見直し必要な場合には、計画内容を見直すなど柔軟に対応するものとします。

| 年度  | R3<br>2021             | R4<br>2022 | R5<br>2023                 | R6<br>2024 | R7<br>2025              | R8<br>2026 | R9<br>2027 | R10<br>2028 | R11<br>2029 | R12<br>2030 | R13<br>2031 | R14<br>2032 |
|-----|------------------------|------------|----------------------------|------------|-------------------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 国   | 第 3 期<br>H30～R4        |            | 第 4 期教育振興基本計画<br>R5～R9     |            |                         |            |            |             |             |             |             |             |
| 大阪府 | 第 1 次<br>H25～R4        |            | 第 2 次大阪府教育振興基本計画<br>R5～R14 |            |                         |            |            |             |             |             |             |             |
| 市   | 第五次大阪狭山市総合計画<br>R3～R12 |            |                            |            |                         |            |            |             |             |             |             |             |
|     | 第 2 期教育振興基本計画<br>R2～R6 |            |                            |            | 第 3 期教育振興基本計画<br>R7～R11 |            |            |             |             |             |             |             |



## 4 計画の策定体制

### （１）「大阪狭山市教育振興基本計画策定委員会」の設置

本計画の策定にあたり、有識者、関係団体、公募市民、行政関係者など 16 名を大阪狭山市教育振興基本計画策定委員会委員として委嘱及び任命し、「大阪狭山市教育振興基本計画策定委員会」を設置し、計画の内容について審議しました。

### （２）アンケート調査の実施

計画策定及び今後の教育施策のための基礎資料とすることを目的に、市民のみなさんを対象にしたアンケート調査を実施しました。また、子どもたちの学校での状況と今後の学校教育のあり方について把握することを目的に、教職員アンケート調査も合わせて実施しました。

#### ① 調査対象

市 民：市内在住の 16 歳以上の市民から無作為抽出

教職員：市内の保育所・幼稚園・認定こども園、小中学校の全教職員

#### ② 調査期間

市 民アンケート：令和 6 年 3 月 11 日から 3 月 25 日

教職員アンケート：令和 6 年 3 月 8 日から 3 月 25 日

#### ③ 回収状況

|                   | 配布数     | 有効回答数 | 有効回答率 |
|-------------------|---------|-------|-------|
| 市民                | 2,000 通 | 745 通 | 37.6% |
| 保育所・幼稚園・認定こども園教職員 | 268 通   | 144 通 | 53.7% |
| 小中学校教職員           | 251 通   | 207 通 | 82.5% |

### （３）パブリックコメントの実施

計画内容について、市民からの幅広い意見を考慮して最終的な意思決定を行うために、「第 3 期大阪狭山市教育振興基本計画（素案）」に対する意見募集（パブリックコメント）を実施するとともに、子どもたちへの意見募集（子どもアンケート調査）を実施しました。

## 第2章 大阪狭山市の教育を取り巻く現状と課題

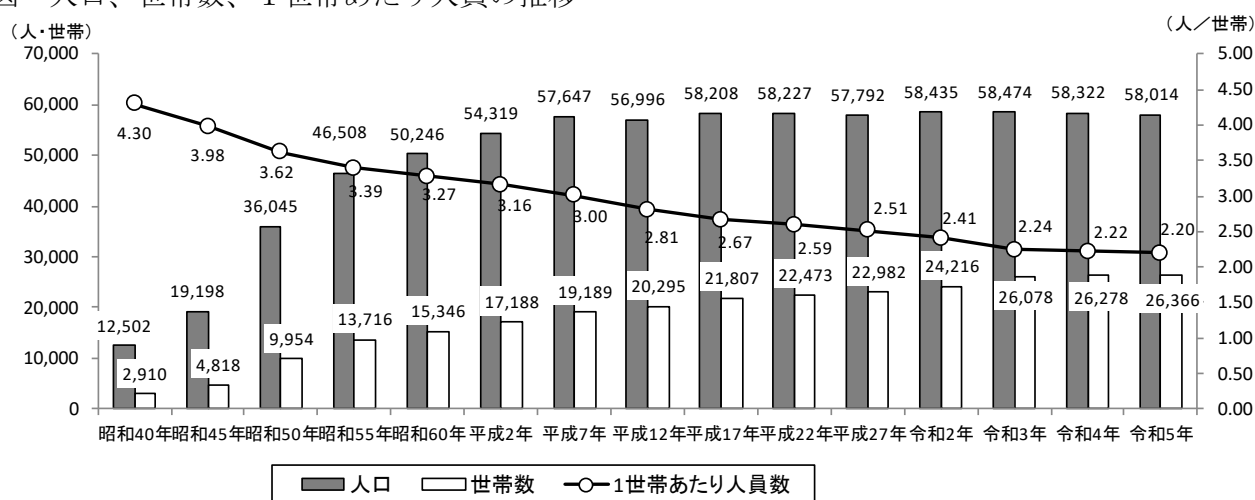
### 1 人口等の状況

#### (1) 人口・世帯の動向

本市の人口は、平成12年（2000年）以降、増減はありながら長期的には微増傾向にありましたが、令和3年（2021年）の58,474人をピークに近年微減となり、令和5年（2023年）に58,014人となっています。

世帯数は一貫して増加を続ける一方、昭和40年（1965年）に4.3人だった1世帯あたりの人員は令和5年（2023年）には2.20人と減少しています。

図 人口、世帯数、1世帯あたり人員の推移

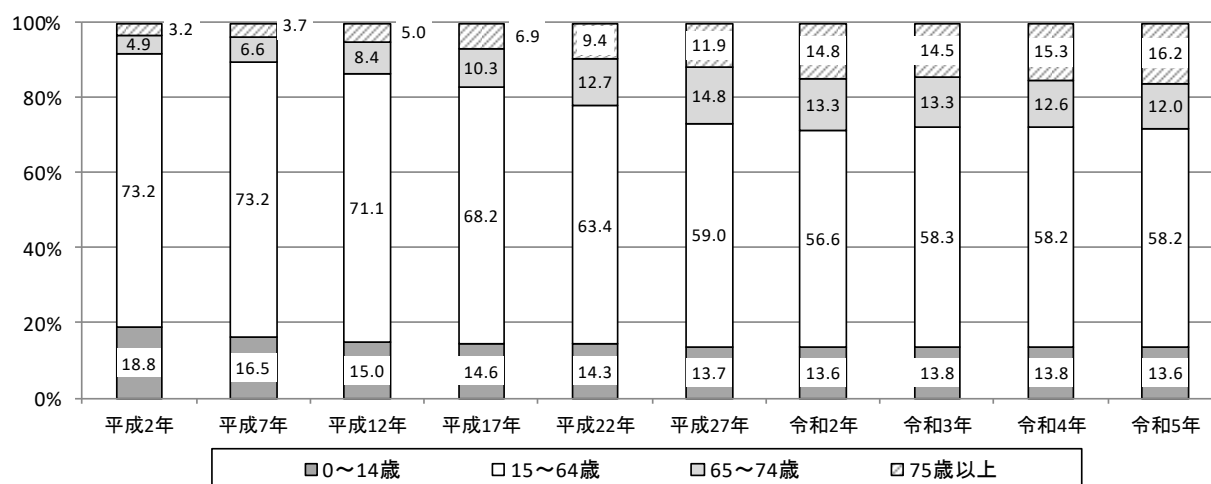


出典）大阪府統計年鑑（S40～S50）、国勢調査（S55～R2）、R3以降は住民基本台帳（9月末現在）による参考値

#### (2) 年齢4区分別人口構成比の推移

年齢4区分別人口構成比をみると、長期的には0～14歳、15～64歳の割合が減少、65～74歳、75歳以上の割合が増加傾向となっています。特に近年は75歳以上人口の割合が増加しています。

図 年齢4区分別人口構成比の推移



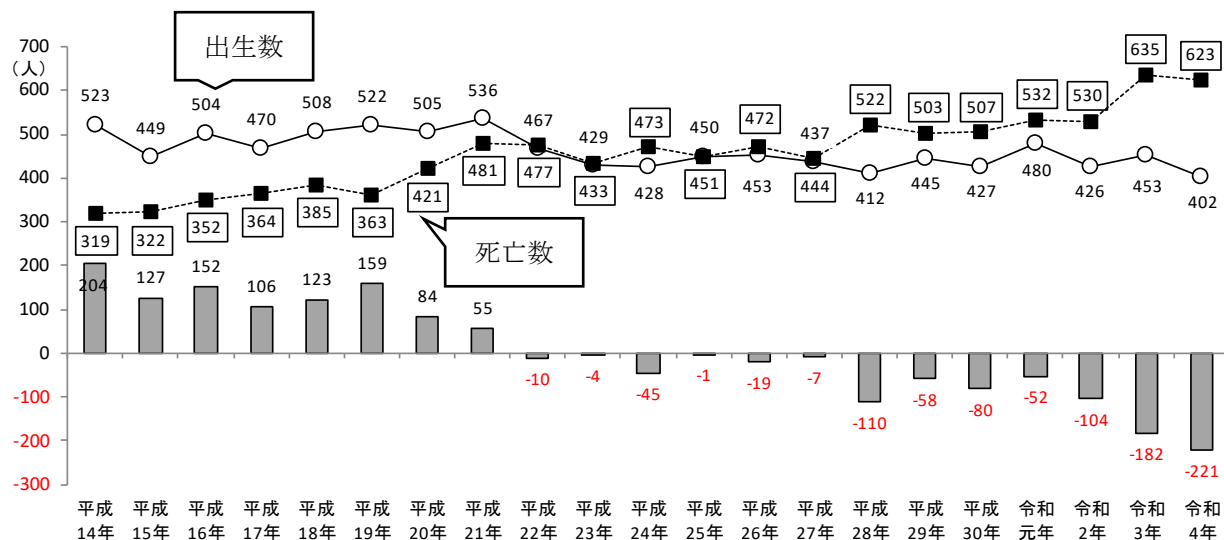
出典）国勢調査（H2～R2）、R3以降は住民基本台帳（各年9月末現在）の参考値

### (3) 人口動態

#### ① 自然動態

本市の人口動態のうち、出生及び死亡による人口の増減である「自然動態」をみると、平成 21 年（2009 年）までは出生数が死亡数を上回る「自然増」の状態にありましたが、その後は「自然減」に転じ、近年は死亡の増加が顕著で、令和 4 年（2022 年）では 221 人の自然減となっています。

図 自然動態の推移

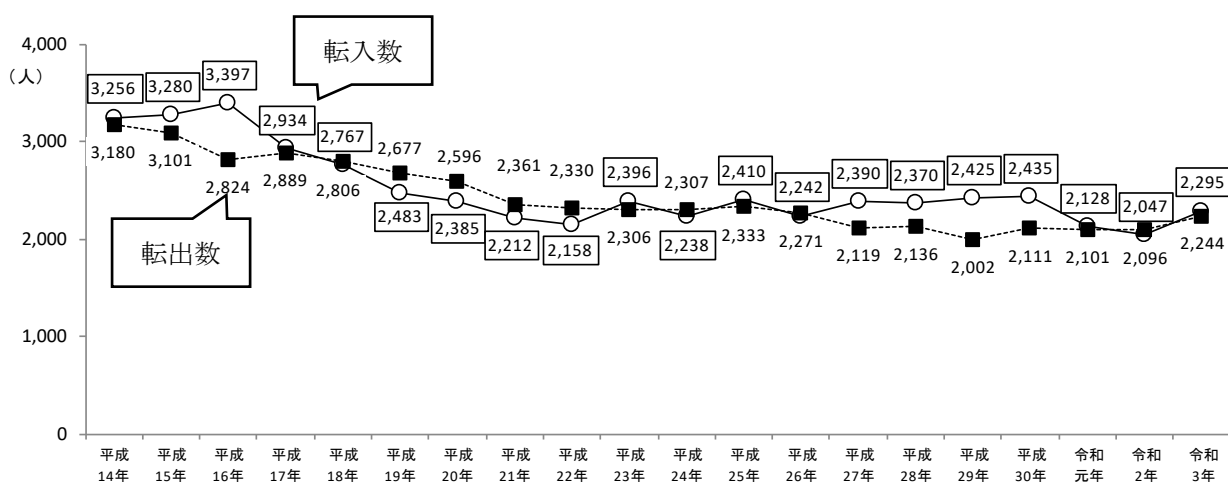


出典）総務省「市町村のすがた」、人口動態調査（大阪狭山市統計書）

#### ② 社会動態

本市の転入及び転出による人口の増減である「社会動態」をみると、転出入ともに増減を繰り返してきました。近年では平成 27 年（2015 年）～令和元年（2019 年）まで転入超過が続きましたが、近年はほぼ転出入が均衡する状態となっています。

図 社会動態の推移



出典）住民基本台帳に基づく人口動態統計

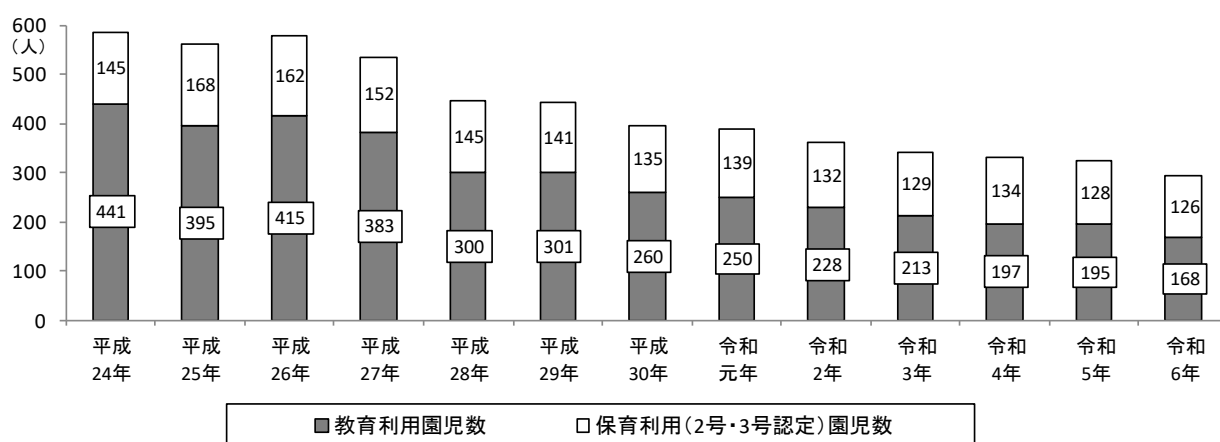
## 2 幼児教育、学校教育を取り巻く状況

### (1) 市立幼稚園とこども園の園児数の推移

近年、少子化や核家族化の進行、共働き世帯の増加等に伴い、保育ニーズが増加しております。併せて幼児教育・保育の無償化の実施など、子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、市立幼稚園とこども園の園児数は減少傾向が続いており、令和6年度（2024年度）には教育利用168人、保育利用126人となっています。

保育利用は長期的にほぼ横ばいですが、教育利用が減少しており、平成24年（2012年）では教育利用の比率が75.3%でしたが、令和6年度（2024年度）では57.1%となっています。

図 市立幼稚園・こども園園児数の推移

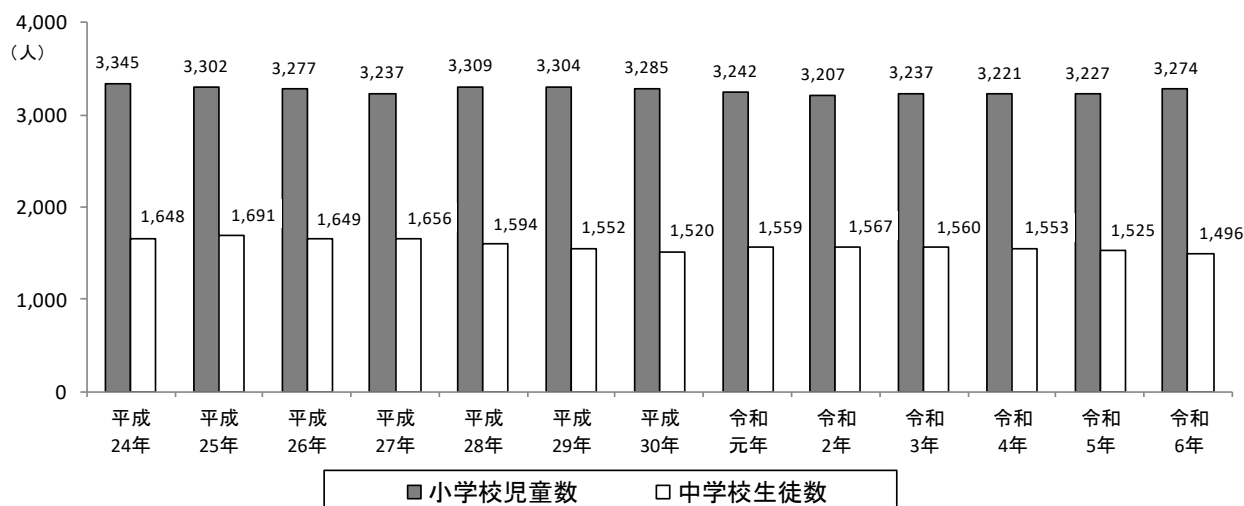


出典) 学校基本調査 (各年5月1日時点人数)

### (2) 市立小中学校の児童生徒数の推移

令和6年度（2024年度）の小学校児童数は3,274人で、平成24年（2012年）度に比べ71人の減少、中学校生徒数は1,496人で同じく152人、減少しています。しかし、児童生徒数は年度によって増減を繰り返しており、長期的にみるとほぼ横ばいの状況が続いています。

図 市立小中学校児童生徒数の推移



出典) 学校基本調査 (各年5月1日時点人数)

### （３）市立中学校卒業生の進路状況

市立中学校卒業生の進路は、進学割合が多く、令和５年度（2023 年度）では 99.4%となっています。そのほとんどが全日制の高等学校です。

表 市立中学校卒業生の進路状況

| 区分            |        | 平成 3 1 年度 |           | 令和 2 年度   |           | 令和 3 年度   |           | 令和 4 年度   |           | 令和 5 年度   |           |
|---------------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|               |        | 人数<br>(人) | 割合<br>(%) | 人数<br>(人) | 割合<br>(%) | 人数<br>(人) | 割合<br>(%) | 人数<br>(人) | 割合<br>(%) | 人数<br>(人) | 割合<br>(%) |
| 卒業生総数         |        | 509       | 100.0%    | 515       | 100.0%    | 538       | 100.0%    | 517       | 100.0%    | 507       | 100.0%    |
| 高等学校等<br>進学者数 | 全日制高校  | 472       | 92.7%     | 483       | 93.8%     | 502       | 93.3%     | 473       | 91.5%     | 470       | 92.7%     |
|               | 定時制高校  | 3         | 0.6%      | 2         | 0.4%      | 5         | 0.9%      | 2         | 0.4%      | 2         | 0.4%      |
|               | 通信制高校  | 21        | 4.1%      | 18        | 3.5%      | 23        | 4.3%      | 30        | 5.8%      | 29        | 5.7%      |
|               | 高等専門学校 | 2         | 0.4%      | 0         | 0.0%      | 1         | 0.2%      | 2         | 0.4%      | 0         | 0.0%      |
|               | 特別支援学校 | 2         | 0.4%      | 5         | 1.0%      | 3         | 0.6%      | 3         | 0.6%      | 3         | 0.6%      |
|               | 計      | 500       | 98.2%     | 508       | 98.6%     | 534       | 99.3%     | 510       | 98.6%     | 504       | 99.4%     |
| 専修学校（高等課程）・通信 |        | 2         | 66.7%     | 4         | 200.0%    | 0         | 0.0%      | 3         | 150.0%    | 0         | 0.0%      |
| 専修学校（一般過程）    |        | 3         | 0.6%      | 1         | 0.2%      | 1         | 0.2%      | 0         | 0.0%      | 0         | 0.0%      |
| 就職者           |        | 0         | 0.0%      | 1         | 0.2%      | 1         | 0.2%      | 1         | 0.2%      | 1         | 0.2%      |
| その他           |        | 4         | 0.8%      | 1         | 0.2%      | 2         | 0.4%      | 3         | 0.6%      | 2         | 0.4%      |

出典）学校基本調査（各年 5 月 1 日）

#### (4) 教育相談の状況

教育支援センター「フリースクールみ・ら・い」では、不登校、進路・奨学金に関する相談件数が多くなっています。

また、教育指導グループでは、学校、就学相談、いじめ、不登校等に関する相談件数が多くなっています。

表 教育支援センター「フリースクールみ・ら・い」(特別教育相談、教育相談、進路相談) 相談

| 年度<br>内容 | H26<br>2014 | H27<br>2015 | H28<br>2016 | H29<br>2017 | H30<br>2018 | R元<br>2019 | R2<br>2020 | R3<br>2021 | R4<br>2022 | R5<br>2023 |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 子育て      | 14          | 20          | 6           | 15          | 8           | 5          | 3          | 1          | 7          | 4          |
| 家庭行動     | 1           | 4           | 12          | 0           | 0           | 0          | 1          | 0          | 0          | 0          |
| 問題行動     | 10          | 16          | 4           | 0           | 4           | 1          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| いじめ      | 0           | 1           | 3           | 1           | 1           | 0          | 0          | 0          | 2          | 1          |
| 不登校      | 24          | 16          | 21          | 33          | 41          | 37         | 35         | 51         | 47         | 62         |
| 学校       | 3           | 1           | 1           | 2           | 6           | 4          | 1          | 4          | 0          | 1          |
| 進路・奨学金   | 44          | 22          | 32          | 15          | 21          | 16         | 21         | 17         | 24         | 32         |
| その他      | 8           | 3           | 4           | 16          | 7           | 2          | 3          | 6          | 0          | 6          |
| 合計       | 104         | 83          | 83          | 82          | 88          | 65         | 64         | 79         | 80         | 106        |

表 教育指導グループ(教育相談) 相談内容

| 年度<br>内容 | H26<br>2014 | H27<br>2015 | H28<br>2016 | H29<br>2017 | H30<br>2018 | R元<br>2019 | R2<br>2020 | R3<br>2021 | R4<br>2022 | R5<br>2023 |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 子育て      | 4           | 1           | 2           | 0           | 0           | 2          | 6          | 0          | 0          | 8          |
| 家庭行動     | 1           | 1           | 2           | 2           | 0           | 1          | 20         | 2          | 0          | 5          |
| 問題行動     | 2           | 0           | 0           | 5           | 1           | 4          | 15         | 8          | 5          | 9          |
| いじめ      | 7           | 2           | 3           | 1           | 2           | 4          | 4          | 8          | 3          | 25         |
| 不登校      | 3           | 2           | 5           | 2           | 3           | 5          | 13         | 18         | 4          | 22         |
| 学校       | 7           | 26          | 8           | 14          | 14          | 12         | 15         | 59         | 34         | 43         |
| 進路・奨学金   | 0           | 0           | 1           | 1           | 1           | 1          | 3          | 3          | 2          | 2          |
| 就学相談     | 12          | 10          | 8           | 19          | 8           | 7          | 11         | 22         | 20         | 41         |
| 発達障がい    | 0           | 1           | 0           | 2           | 1           | 2          | 7          | 3          | 6          | 12         |
| その他      | 14          | 15          | 12          | 0           | 0           | 7          | 26         | 8          | 4          | 17         |
| 合計       | 50          | 58          | 41          | 46          | 30          | 45         | 120        | 131        | 78         | 184        |

出典) 大阪狭山市教育委員会

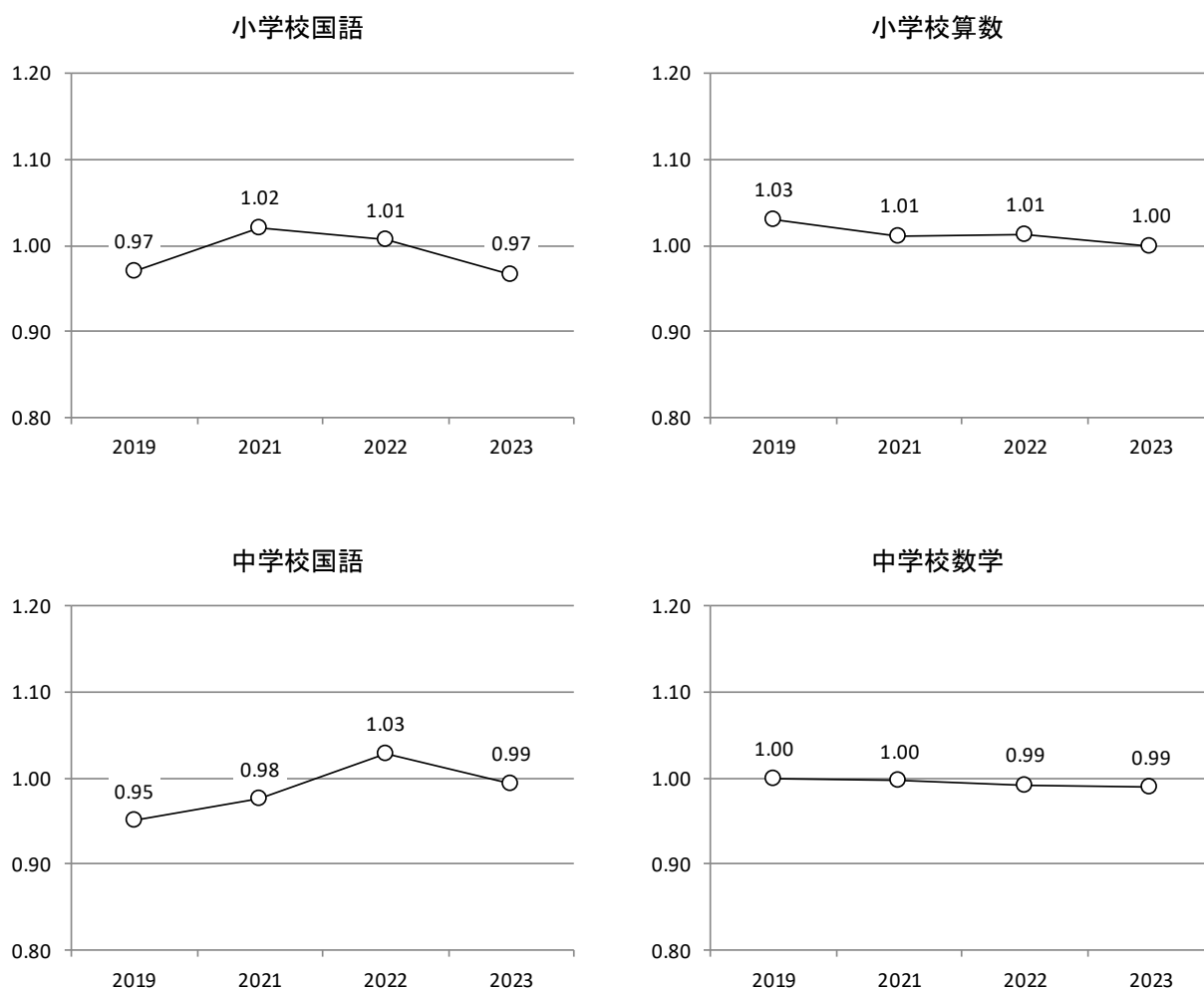
## （５）児童生徒の学力の状況

「全国学力・学習状況調査」における学力調査の結果では、本市の小学校、中学校の平均正答率は年度による上下はあるものの、概ね全国平均に近い結果で推移しています。

また、領域別にみると、小学校では、国語の「書くこと」に課題が見られます。具体的には、書こうとする内容が明確でない、または相手や目的を意識して感じたことや考えたことを書いていないケースが多いことが確認されています。中学校では、国語の「読むこと」に課題が見られます。特に文章を読んで理解した内容をもとに考えや意見を論理的に記述する力が不足していることが指摘されています。

このような調査結果の分析から、本市の子どもたちの学力をさらに高めるためには、文章や資料を音読することで、その内容や構成を正確に把握し、自分の考えとつなげ、根拠を明確にした意見を述べる必要があります。さらに、地域社会と連携し、児童生徒が身近な課題に取り組む機会を設け、学んだことをアウトプットすることが大切です。

図 全国学力・学習状況調査結果



出典)「全国学力・学習状況調査における結果と分析の概要について」大阪狭山市教育委員会

※グラフの値は全国平均を「1」としたときの、市の平均正答率比を示しています。

## （６）児童生徒の生活・学習の状況

「全国学力・学習状況にかかる児童生徒質問紙調査」の結果を見ると、小学校では、「①自分にはよいところがあると思う（自己肯定感）」「②先生はあなたのよいところを認めてくれている」の割合が全国より高くなっていますが、「⑥家で自分で計画を立てて勉強している」「⑦学校の授業以外の勉強時間（30分以上）」の割合は全国に比べ低くなっています。

中学校では、すべての項目で全国の割合に達しておらず、特に「⑥家で自分で計画を立てて勉強している」の割合が低くなっています。

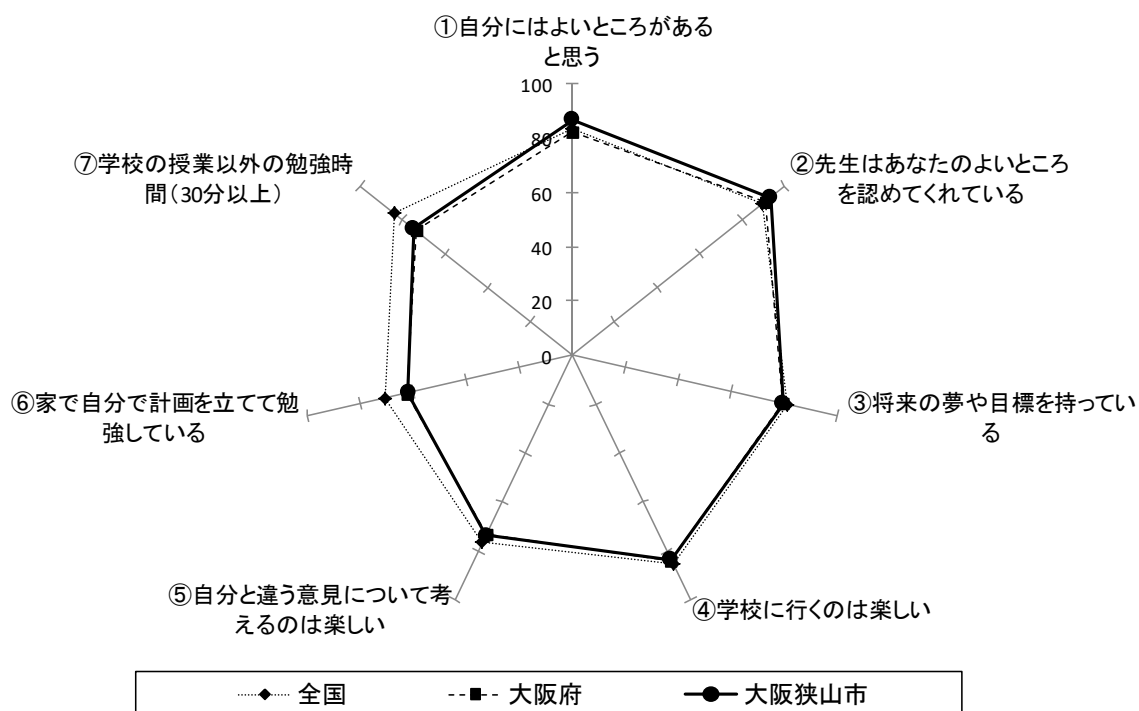
総じて、小学校では全国平均とほぼ同様の傾向を示している一方、中学校ではその意識や行動が低下する傾向にあり、進学によって変化する要因、例えば部活動や高校進学等への対応などを踏まえつつ、継続的な働きかけを検討・研究していく必要があります。

また、小中学校共通して低位となっている「⑥家で自分で計画を立てて勉強している」については、家庭・地域との連携による学外で学習成果を生かせる体験機会づくりや児童生徒用端末を効果的に活用した計画的な学習の仕組み提案など、活用可能な手段を動員して、子どもたちが学習に対して主体的に意欲を持てる環境づくりについて工夫していくことが重要です。

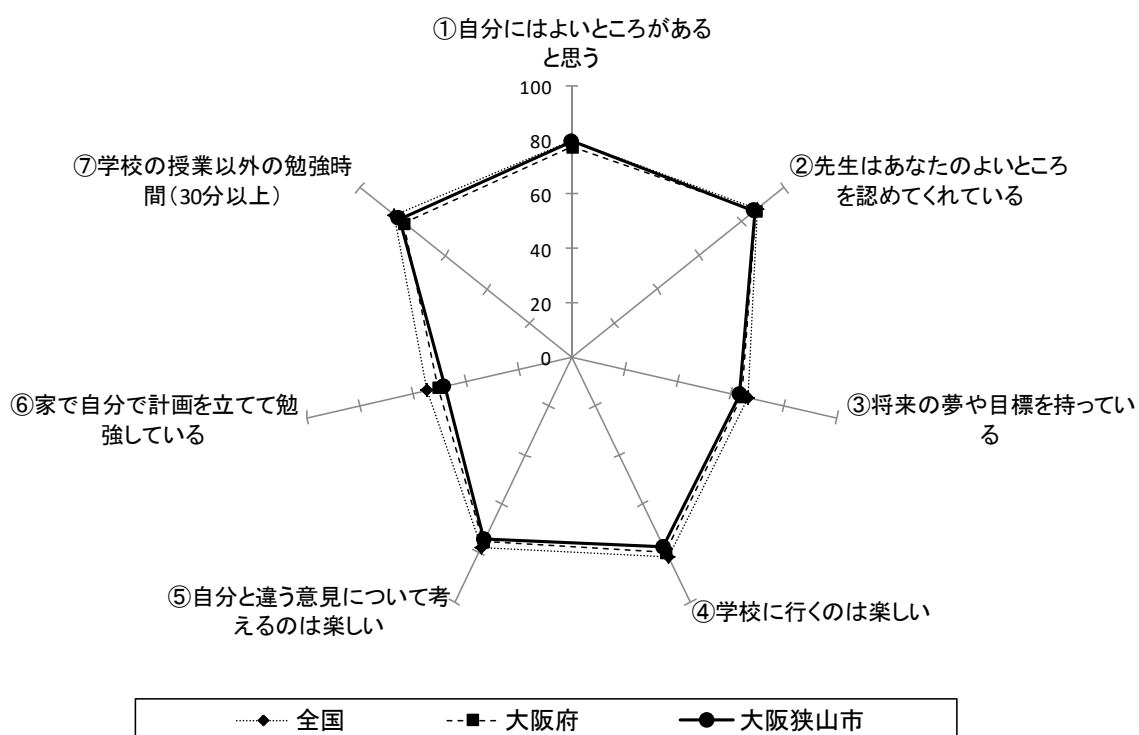


図 全国学力・学習状況にかかる児童生徒質問紙調査結果（令和5年度（2023年度））

### 【小学校】



### 【中学校】



資料) 全国学力・学習状況調査結果

### 3 市民・教職員アンケートのポイント

#### (1) 市民アンケート

##### 教育について

###### 【子どもたちに将来、どんな人になってもらいたいか】

- 「思いやりがある人」「規則を守り、他人に迷惑をかけない人」で割合が高く、前回とも大きな変化はありません。

###### 【子どもたちの教育で不安のあること】

- 「子どもたちの問題行動・いじめ・不登校」「子どもたちの道徳心や規範意識」など、子どもの心に関することに関心を感じる回答が多くなっています。

###### 【コロナ禍で心配だったこと、今後心配なこと】

- 「スマホやパソコン、ゲーム機等の使用時間」「友だちとのコミュニケーションの減少」など、休校や外出自粛に伴うライフスタイルの変化に心配を感じる回答が多くなっています。

###### 【家庭の教育力を高めるために必要なこと】

- コロナ禍で失われた「保護者と一緒に様々な体験ができる機会を増やす」が必要との回答が最も多く、「経済状況に左右されない家庭環境をつくる」「保護者が教育方法や心がまえを学ぶ」「保護者以外の大人とのふれあう機会を増やす」が続いています。

###### 【地域の子どもの接し方】

- 6割を超える回答者が「あいさつ」などで交流を持っていますが、前回に比べて「地域の子どもののかかわりはない」の回答が増えています。

##### 生涯学習について

###### 【生涯学習の実施状況】

- 「健康・スポーツ」「趣味」を中心に、この1年で3割強の回答者が生涯学習の活動を実施しています。10歳代、20歳代で半数、その他の年代では3割前後の実施となっています。
- 実施していないのは「仕事が忙しくて時間がとれない」、次いで「きっかけがつかめない」という理由が多くなっています。

###### 【スポーツの実施状況】

- 7割弱の回答者が1週間に1日以上スポーツを実施、年代が高いほど実施している割合が高くなる傾向があります。

###### 【大阪狭山市への愛着】

- 10歳代から70歳以上まで、すべての年代で大阪狭山市に愛着を「感じる」「どちらかといえば感じる」割合が8割を超えています。

###### 【大阪狭山市で大事にしたいこと・もの】

- まちの誇りとして大事にしていきたいこととしては、特に「安全・安心な暮らしやすい生活環境」「日本最古である狭山池」をあげる回答者が多くなっています。また20歳代、30歳代の子育て世代において、「子育てにやさしいまちづくり」をあげる回答者が多くなっています。

## (2) 小中学校教職員アンケート

### 【教育現場で感じる課題】

- 市民アンケートと同じく、「子どもたちの問題行動・いじめ・不登校」「子どもたちの道徳性や規範意識などの低下」など、子どもの心に関する部分で課題を感じる回答が多くなっています。また、施設の老朽化や新たな教育ツールへの対応などから、「学校施設や設備」を課題に掲げる回答も多くなっています。

### 【子どもたちに教える重要なこと】

- 「思いやりの心や善悪の判断など、道徳性」「人間関係を築く力」を重要とする回答が多く、それぞれ回答者の半数を超えています。さらに「自ら学び、考え、主体的に行動する力」が続きます。

### 【職場環境（忙しさ）について】

- ほとんどの回答者が忙しさを「感じている」「どちらかというと感じている」と答え、この傾向は前回とほとんど変わっていません。D X化等によって報告書作成や研修などの負担感が減る一方、生徒指導や保護者対応の負担感が増えており、教職の魅力向上、子どもたちの教育充実のため、教職員の業務負担と長時間勤務の削減は待ったなしの状況です。

### 【コロナ禍で困ったこと、今後強化すべき備え】

- 「オンライン化など授業・準備のD X化」の回答が半数を超え、「感染対策に配慮した行事・イベントへの対応」がおおよそ4割で続き、次なる危機への備えが必要です。

### 【教育D Xで必要なこと】

- 「D Xに詳しい人材の育成・確保」や「一部教職員への負担集中の回避」など人材及び体制面での取組みを求める回答が多くなっています。

## (3) 保育園・幼稚園・認定こども園教職員アンケート

### 【就学前教育・保育現場で感じる課題】

- 前回調査から引き続き、「子どもたちの基本的な生活習慣の乱れ」を課題と感じる回答が最も多く、続く「家庭の教育力の低下」「子どもたちの道徳性や規範意識などの低下」と合わせ、園外における教育・保育への心配を指摘する回答が多くなっています。

### 【多忙解消に必要なこと】

- 「調査や事務関係の提出書類の削減」「教職員の連携による仕事の分担など個々の仕事量を減らす」など、各園でも一定の取組みによって対応できることへの指摘が多く、他園の事例紹介や情報共有などの検討が必要です。

### 【コロナ禍で困ったこと、今後強化すべき備え】

- 小中学校教職員に比べ、教育・保育の対象となる子どもたちが低年齢で、本来、接触を多く伴うことから、「感染対策に配慮した行事・イベントへの対応」「消毒や清掃など園内での感染防止対策」「子どもたちの健康管理・配慮」等の回答が多く、次なる危機に対しては小中学校と異なる配慮・備えが必要です。

### 【働き続けるために重視すること】

- 「給与・手当て」「休暇取得の容易さ」など待遇とともに、「職場の人間関係」「職場の教職員の充足」など働く環境に対する回答も多く、国全体で保育分野における人材不足が広がる中、保育園・幼稚園・認定こども園においても対策が不可欠となっています。

## 4 第2期計画の成果と新計画に引継ぐ課題

新たな教育新興基本計画を策定するにあたり、前計画である「第2期大阪狭山市教育振興基本計画」における取組の成果と課題、また、新たに生じた課題を基本方針ごとに整理します。

### (1)「基本方針1 これからの社会を生き抜く力を養います」について

#### ① 重点目標（概要）

- (i) 遊びを通して豊かに学ぶ就学前教育・保育の充実
  - ・基本的な生活習慣の定着に向けた指導の充実と、教育・保育を推進します。
  - ・家庭・地域、関係機関の連携を進め、子どもの健やかな成長を支援します。
- (ii) 社会の変化に即した新たな学びの展開
  - ・子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能の習熟と、課題解決に必要な思考力・判断力・表現力の育成に努めます。
  - ・社会の課題に対応し、生き抜く力を子どもたちが身に付けられる学校教育を推進します。
- (iii) 豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進
  - ・子どもたちがよりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。
  - ・いじめや不登校対策については、チーム学校で対応できる生徒指導体制を充実します。
  - ・子どもたちの健やかな体づくりと健康で安全な生活を送ることができるよう、食育の推進や安全安心な学校給食の提供に努めます。
- (iv) 教職員の資質向上
  - ・教職員の資質と実践的指導力の向上に取り組みます。
  - ・教職員の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備します。

#### ② 成果

- (i) 遊びを通して豊かに学ぶ就学前教育・保育の充実
  - ・子どもには「遊び」、親には「学習」を提供するプレイセンター事業や認定子育てサポーター主催のあそびのひろばやおおぞらひろばなど、遊びを通して保護者同士の交流や子育てに関する情報提供を行いました。
  - ・保育定員の拡大を進めるとともに、通常保育終了後や夏休みの預かり保育、3歳児保育の実施など、子育て支援の充実を進めました。
  - ・支援が必要な家庭に対し、一体的な支援を行う「大阪狭山市こども家庭支援センター」を設置しました。
- (ii) 社会の変化に即した新たな学びの展開
  - ・市内全校への学習支援員の配置や大阪府「学校図書館を充実・活用するモデル校」など読書活動の充実など、学校教育における基礎的・基本的な知識・技能の習熟や課題解決力の育成を進めました。
  - ・GIGAスクール構想や外国語指導助手（ALT）の派遣を通じて、ICT及び英語教育の推進を図りました。
- (iii) 豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進
  - ・新型コロナウイルス感染症対策下の新しい生活様式に対応した、道徳・人権教育の推進と、不登

校・問題行動の未然防止及び指導体制の充実を進めました。

- ・小学校への体育指導員の派遣、中学校への剣道指導支援員の派遣、安全・安心な学校給食の提供など、子どもたちの体力向上及び食育の推進を図りました。

(iv) 教職員の資質向上

- ・毎年度、学識経験者による学校評価を実施するとともに、本市教職員に向けて授業等をすべて公開し、意見交換等を通じて以後の教育に生かす「学校まるごとパック事業」の推進など、教職員の資質と指導力の向上を進めました。

### ③ 課題と今後の対応

- 将来予測が困難な時代にあっても、心身ともにたくましく、地域で、そして世界で活躍する将来人材を育てる教育を進めていかなければなりません。
- 市民アンケートにおいて市民が期待する「思いやりある人」「規則を守る人」「ふるさとを愛する人」「世界で活躍する将来人材（グローバル人材）」としての子どもたちの育ち、教職員とも意識を共有する「いじめ・不登校」や「規範意識の低下」に対する心配などに応える取組みも求められます。
- 「全国学力・学習状況調査」の状況から、本市の子どもたちの学力はおおむね良好な状態となっていますが、自主的な学習行動の不十分さなど、学校だけでは解決できない問題も明らかになっており、家庭・学校・地域など学校外での学習環境を整えていくことも必要です。
- また、教育課題が複雑化・多様化する中、教職員自身が人間性や創造性を育むとともに、外部の力を効果的に活用し、子どもたちへの教育の質を高めることが必要です。その実現のためには、恒常化する長時間労働を是正し、教育の現場を働きがいのあるものにしていく取組みが不可欠です。

## (2)「基本方針2 一人ひとりを大切にする教育を推進します」について

### ① 重点目標（概要）

#### (i) 子ども理解と支援教育の充実・推進

- ・多様な指導方法を工夫し、一人ひとりの自立と社会参加に向けた指導・支援の充実を図ります。
- ・教育的支援を必要とする子どものニーズに応じた支援ができるよう、教職員の専門性向上を図ります。
- ・福祉部局や関係機関等と連携し、校種間の連続性を大切にした支援体制や相談体制を充実します。

#### (ii) 個の成長を支える教育の充実

- ・子どもの発達の段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育の充実に取り組みます。
- ・少人数指導などを通して、きめ細かな指導を充実します。

#### (iii) 安全安心な学校生活の確保

- ・安全教育の継続と、子どもたちが主体的に考え、行動できる能力や態度を育成します。
- ・教職員が安全についての知識や指導方法を修得する機会の確保と充実に努めます。
- ・いじめ防止のため、「大阪狭山市いじめ防止基本方針」に基づく対策を充実します。

#### (iv) 多様性理解の促進

- ・多様性を理解し認め合う教育を進め、一人ひとりが自己有用感や自己肯定感を持ち、活躍できる環境づくりを推進します。

### ② 成果

#### (i) 子ども理解と支援教育の充実・推進

- ・児童や保護者を対象とした療育や相談、保護者同士が話し合いながら学ぶ「ペアレントトレーニング」等の発達障がい児とその保護者への支援を実施しました。
- ・全小学校での一年生対象のM I M－P M（学習の進展に連れてつまずきが顕在化する子どもをつまずく前の段階で把握し指導につなげる指導方法）の実施、特別支援学級への支援員配置など、支援教育を実施しました。

#### (ii) 個の成長を支える教育の充実

- ・講話や企業とのミーティングなど指導計画等に基づくキャリア教育を実施しました。
- ・経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に就学援助費を支給しました。

#### (iii) 安全安心な学校生活の確保

- ・日本赤十字社、堺市消防局、危機管理室等と協力し、救命講習等の安全安心スクール事業を実施しました。
- ・弁護士によるいじめ防止授業の実施をはじめ、いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止の取り組みを進めました。

#### (iv) 多様性理解の促進

- ・サバイバル日本語や学習言語の習得を目標に通訳を活用し、教員の指導の補助にあたりました。

### ③ 課題と今後の対応

- 基準の変更や理解の広がりもあり、障がいの早期認知やいじめ・不登校の顕在化が進んでいます。また、多様な文化や価値感を持った子どもが増加しています。学校において、また社会生活において何らかの支援を必要とする子どもについて、その本質を理解し、適切な工夫・手段を動員して対応していくことが必要です。
- 特にいじめの問題については、本市においても市民・教職員、いずれのアンケートにおいても重要性が指摘されており、未然防止から、早期発見、解決に至るまでしっかりとした対応が不可欠です。同時に、認知件数などの数字が子どもたちや市民の不安を煽らないよう、正確な情報共有などが求められています。
- また、心の豊かさやコミュニケーション力、達成感、自己肯定感の育成において大切な「様々な体験」について、家庭の経済力等による格差への心配が高まっています。本市の「子育てしやすい環境のあるまち」としての評価を踏まえ、自然や歴史文化、コミュニティをはじめとする地域資源を生かし、体験格差の縮小・解消に向けたまちぐるみの取組みが期待されます。

### (3)「基本方針3 持続可能な社会のための教育環境を充実します」について

#### ① 重点目標（概要）

##### (i) 時代の変化に対応した学習環境などの整備

- ・各学校の施設・設備について、防災面にも配慮した老朽化（長寿命化）対策を推進します。
- ・整備の必要性や優先順位も考慮しつつ、引き続き施設や備品の充実に取り組みます。
- ・学校規模の適正化については、学校区の実情を踏まえ、保護者や地域住民の理解を十分に得られる取組について調査研究などを進めます。

##### (ii) 学校経営改革の推進

- ・保護者や地域住民への情報発信の充実、家庭教育に困難を抱える保護者への支援を促進します。
- ・校務の効率化と負担軽減を図り、教職員が教育活動に専念できる環境づくりを推進します。

##### (iii) 家庭教育の支援

- ・「おおさかさやま家庭教育指針」に基づく啓発に努めます。
- ・家庭が果たす役割や子育てについて学ぶ講座の充実等、親が学べる場を充実します。
- ・子どもの基本的な生活習慣の定着に向けた運動を推進します。
- ・親の相談の場づくりや情報提供の充実と、子育て家庭が孤立しない地域での子育て支援に取り組みます。

##### (iv) 地域の教育力の育成と社会に開かれた教育課程の実現

- ・学校協議会を基礎にコミュニティ・スクールの導入を進めます。
- ・学校に関する情報を積極的に発信します。
- ・学校と地域を結ぶ人材（地域学校協働活動推進員）を育成し、各小学校区への配置を進めます。
- ・子どもたちが放課後・休日等を安全に過ごせる居場所や体験学習ができる機会を拡充します。
- ・社会教育や生涯学習活動が地域活動や地域人材の育成につながる、循環型の生涯学習社会の実現をめざします。

#### ② 成果

##### (i) 時代の変化に対応した学習環境などの整備

- ・東小学校・北小学校の増築（令和5年）、学校給食センターの改修（令和3年）など、学校施設等の計画的な整備・長寿命化を進めました。
- ・「大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針」（令和5年2月）及び「大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する実施方針」（令和6年9月）を策定しました。

##### (ii) 学校経営改革の推進

- ・府・市によるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置など専門家の活用により、児童生徒や保護者の相談に応じました。
- ・部活指導員やスクール・サポート・スタッフ、地域人材などネットワークを生かした人材の活用、校務支援システムの導入等により、教職員の負担軽減を図りました。

##### (iii) 家庭教育の支援

- ・各種講座の実施や相談体制の充実など、保護者が学び、交流する機会や情報提供の強化に取り組みました。
- ・養育費に係る公正証書の作成費用の補助や母子家庭等高等職業訓練促進給付金の給付など、ひとり親家庭の困窮化防止に取り組みました。



(iv) 地域の教育力の育成と社会に開かれた教育課程の実現

- ・令和6（2024）年6月時点で市内のすべての小学校で学校運営協議会を設置しました。その結果、学校と地域がより密接に連携するようになり、地域の理解と協力が得られるようになりました。また、地域の専門家を招いた授業や、児童が調べたことを地域の方々にアウトプットすることにより、授業内容が充実しました。また、令和6（2024）年度より市内の小中学校が「教育課程特例校」として、大阪狭山市独自の教育カリキュラムである地域学習「地域未来の学習」を推進しており、児童生徒が地域の方々と触れ合うだけでなく、地域が抱える課題について一緒に考える機会を提供しています。
- ・児童生徒が直接市政に参画できる「こども未来フォーラム」を開催しました。
- ・学校を会場に学習支援や遊び、体験、交流等を実施する「さやま元気っこ推進事業」により、放課後の子どもの居場所づくりを進めました。
- ・地域や関係団体と協働し、青色防犯パトロールや地域の見守り活動など、青少年の健全育成に継続して取り組みました。

③ 課題と今後の対応

- 学校施設は、子どもたちが多くの時間を過ごす場であることから、安全かつ新たな学びを体験できる環境を持つことが重要です。また、近年、激甚化・頻発する自然災害に際しては、避難場所としての役割も期待されます。
- 本市の学校施設は建設から相応の時間を経たものも多く、安全で快適な学校生活のため、日常的・計画的な維持管理・改修を継続していくことが不可欠です。その際、教職員アンケートで「コロナ禍における情報環境への心配」が指摘されたように、新たな教育ツールへの配慮も求められます。また、地域ごとの人口の変化等も考慮し、常に、子どもたちにとってよりよい教育環境の確保に努めていく必要があります。
- 一方、教育の質の向上、教職員の定着や確保のためには、教職員の働き方改革が喫緊の課題となっています。教職員個人の工夫でできることは限られることから、DX化の推進や外部専門家との連携など、学校経営全体の問題として取組みを加速していくことが必要です。
- また、教育は学校だけで担うものではありません。地域とともに進めていくことが重要であり、施設分離型の小中一貫校として中学校区ごとの学校運営協議会の設置など、本市がこれまで積み重ねてきた家庭・地域・学校の連携実績を発展させ、まち全体で子どもの教育を担うとともに、学校を地域づくりの核として家庭や地域の教育力を高める取組みを進めていくことが求められます。

#### (4)「基本方針4 郷土を愛し自ら学び、高めあう学習を推進します」について

##### ① 重点目標（概要）

###### (i) 生涯スポーツ活動の推進

- ・市民が、それぞれの体力や年齢、技術、技能、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、だれでもスポーツを楽しめる生涯スポーツ社会の実現をめざします。
- ・老朽化が進むスポーツ施設を計画的に整備します。
- ・市民、各種団体と連携し、市民に身近な活動機会の充実や体力の維持向上の取組みを支援します。

###### (ii) 生涯学習や文化芸術活動の推進

- ・子どもから高齢者まで、それぞれのニーズや特性に合わせた学びの機会を充実します。
- ・社会的に制約を受けやすい人（高齢者、障がい者、外国人、その他困難を抱える人々など）を含め、すべての人の学習機会の整備を進めます。
- ・活発な世代間交流で好循環を生み出せる取組みを進めます。

###### (iii) 歴史文化遺産の継承と活用

- ・狭山池をはじめとする本市の貴重な歴史文化遺産の伝承に向け、保護保存や活用を図ります。
- ・本市のシンボルである狭山池や、歴史文化遺産の歴史的価値を全国に発信します。
- ・郷土資料館と市史編さん所の機能の充実に努めます。

###### (iv) 郷土愛の育成

- ・狭山池をはじめ、貴重な歴史遺産を活用した学習機会の充実と、学校教育における「ふるさとさやま学習」の展開を図ります。
- ・地域の関係機関や団体と連携し、人と人のつながりを通じて、子どもたちの郷土への誇りと愛着を育みます。

##### ② 成果

###### (i) 生涯スポーツ活動の推進

- ・コロナ禍で活動や事業が制約・制限されるなか、感染症対策を講じながら、施設の指定管理者、体育協会、スポーツ推進員等と連携し、「さやりんピック」や「市民ボッチャ大会」をはじめ、様々なスポーツにふれ、楽しめる場を提供しました。
- ・総合体育館、総合グラウンド、野球場等の施設・設備の充実を図りました。

###### (ii) 生涯学習や文化芸術活動の推進

- ・コロナ禍で施設の休館や活動制限があり、参加者の伸び悩みもありましたが、感染症対策を講じながら、市民のニーズに対応した多くの学びの場を提供しました。
- ・青少年野外活動広場や公民館・図書館の設備の更新など、長寿命化に取り組みました。

###### (iii) 歴史文化遺産の継承と活用

- ・「狭山池の魅力発見活用事業（狭山池シンポジウム）」や、狭山池の管理に関わった池守田中家における文化財調査など、調査及び史料の保存・活用に取り組みました。
- ・保存データ（マイクロフィルム）の電子化や文化財保存活用地域計画策定に向けた文化庁との協議など、文化資源の保存及び情報発信に向けた取組みを進めました。

###### (iv) 郷土愛の育成

- ・大阪府・市・狭山池まつり実行委員会の三者協働により実施した、大阪府立狭山池博物館・大阪狭山市立郷土資料館における企画展示等を通じて、本市の歴史文化遺産の情報を発信するとともに

に、狭山池まつりや関連イベントなど、子どもや来訪者が体験を通じて、本市の歴史文化にふれる機会づくりに取り組みました。

### ③ 課題と今後の対応

- 人生 100 年時代が到来するともいわれる中、子どもたちが、変化する社会に対応する学びを大人になっても続けることができ、このまちに住み続けられるよう、生涯にわたる学びの機会・環境を維持・創出していく必要があります。
- 健康意識の高まりなどにより、市民アンケートではコロナ禍にあってもスポーツ活動を行う市民は増加傾向を示しています。しかし 30 歳代以下などの若年層においては、就職等による環境の変化や多忙を理由としたスポーツ離れがみられ、スポーツがより身近に感じられるような機会や接点をつくることが求められています。
- 学ぶ意欲や行動を一生涯のものにしていくためにも、読書活動をはじめ、幼少期からの取り組みを通じて、学びを習慣化していくことが大切です。また、学びが自己肯定感や自己実現にとどまらず、地域課題の解決や地域貢献につながり、コミュニティの持続可能性を高めるような、循環型の仕組みにしていくことが期待されます。
- 地域で学ぶ過程は、地域に対する愛着や誇り、帰属意識の向上にもつながります。本市市民のまちへの愛着は年齢に関わらず比較的高いものとなっており、とくに狭山池を心の拠り所とする市民が少なくありませんが、将来にわたって地域を担い、活躍する人材を育成・確保していくためには、自然や安全安心、子育て環境など、まちの魅力となっている多様な地域資源を活用した取り組みをさらに充実させていく必要があります。

## 第3章 教育振興の基本理念・基本方針

### 1 基本理念

本市は、「第1期大阪狭山市教育振興基本計画」から「第2期大阪狭山市教育振興基本計画」にわたり、「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」を基本理念とした、さまざまな教育施策を展開してきました。

本計画においても基本理念を継承することとし、一貫した方向性のもと、教育行政を推進します。

## 学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり

「学びあい」は、生涯にわたり、家庭や地域社会、学校や職場といったそれぞれの場がかかわりあい、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあい、多様なあり方を認めあいながら幅広い知識や考え方を学びあう主体的な活動を示しています。

「つながりあい」は、主体的に人とのネットワークを幅広く育み、つながりの力を大切にする活動を支える本市の教育のあり方を示しています。

そして、「未来に輝く人づくり」は、上記の自発的な活動を支援することにより、相互につながりを深めることで人・地域が輝く、大阪狭山市のまちづくりの姿勢と教育がめざす方向性を示しています。

## 2 めざす子ども像

国や府の関連計画の方向性と、第五次大阪狭山市総合計画や本市が直面する社会情勢などを踏まえ、「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」の基本理念が表す子ども像についても、第1期、第2期大阪狭山市教育振興基本計画を継承し、次のように定めます。

### 自分らしく、いきいきと学び、さやまを愛する子

「自分らしく」とは、自分をかけがえのない存在と実感し、夢や志に向かって、自分の力や個性を最大限発揮するとともに、思いやりの心や規範意識、自尊感情を持ち、よりよい人間関係を築こうとする子どもの姿をめざしています。

「いきいきと学び」とは、学ぶことに喜びを抱き、自ら学び、課題を見つけ、主体的に判断し、可能性にたくましく挑戦しようとする子どもの姿をめざしています。

「さやまを愛する子」とは、豊かな自然に囲まれ、歴史と文化が息づく大阪狭山市の恵まれた環境のなかで、ふるさと「さやま」のすばらしさに自ら気づき、伝統や文化を尊重し、未来の「さやま」を創造しようとする子どもの姿をめざしています。そして、人・地域・歴史文化とのつながりあいのなかで、郷土への誇りと愛着を育み、時代の変化にも翻ろうされずに、生涯輝くことができる力を備えた子どもの育成をめざします。

### 3 基本方針

#### 基本方針１ これからの社会を生き抜く力を養います

先行きが不透明で、将来の予測も困難な時代にあって、社会課題に対し主体的に向き合い、解決に向けて自ら取組む子どもたちの力と意欲を養います。このため、市内のすべてが小中一貫校という特性や成果を生かし、幼児教育・保育から学校教育まで、各段階に応じて一貫性のある、質の高い教育・保育を実施します。特に、デジタル化、グローバル化時代に対応できる力を育むため、必要な環境や設備の充実、セキュリティ対策等の取組みを重点的に進めます。

また、多様性を認め合う社会に対する意識が高まる一方、いじめ問題や不登校などについて、本市においても市民や教育関係者の大きな関心事となっていることから、人間性や相手を思いやる意識を育む教育やたくましい心身を育む教育、また、学校や家庭、地域が連携して、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを推進します。

加えて、子どもの技術面の向上や、教員の働き方改革の観点から地域団体等と連携し、国が進める部活動の地域展開に取り組みます。

##### 【重視する取組み】

- 教育D Xの推進
- 英語教育の推進
- 不登校、問題行動などの未然防止と指導体制の充実
- 部活動の地域展開の推進

#### 基本方針２ 一人ひとりを大切にする教育を推進します

障がいのある子どもや何らかの支援を必要とする子どもの教育的ニーズや意向を把握し、個別の実情に応じた相談・支援体制を充実するとともに、学校現場における教職員の専門性を高め、工夫した授業を行うことにより、誰ひとり取り残さない教育を推進します。

また、子どもたちが家庭環境等によって将来進むべき道や夢が閉ざされることがないように、豊かな体験やきめ細かな指導を通じた一人ひとりの個性を尊重する教育を推進するとともに、積極的な認知が進むいじめの問題について、まちぐるみで取組むことができる社会を構築します。合わせて、多様な文化・価値観を持った子どもたちが相互に理解し合い、いきいきと過ごせる教育を推進します。

さらに、自然災害の激甚化や犯罪の多様化など、子どもたちの安全安心を脅かす危険が高まっていることから、学校内外において、安全確保のために自ら判断し、行動できる子どもたちの意識と態様を育みます。

##### 【重視する取組み】

- いじめ防止基本方針にもとづく取組みの推進

### 基本方針 3 持続可能な社会のための教育環境を充実します

学校が子どもたちにとって安全・安心して過ごすことができ、次代の社会課題に立ち向かうための教育が実践できるよう、学校施設・設備の計画的な整備・充実を図るとともに、子どもの数の変化や地域偏在等に対して、子どもたちにとって本当に望ましい学校のあり方について常に検討していきます。合わせて、教職員にとって働きやすく、子どもたちの教育に力を注ぐことができる場として、学校・園の効率的な運営の仕組みと体制の強化・改革を推進します。

また、子どもの成長を軸として、妊娠期から就学前教育・保育、学校教育、家庭教育、地域教育に至るまで、家庭・地域と学校が連携し、地域とのふれあいや参加を通じて子どもたちの地域や市に対する愛着と誇りを育みます。

#### 【重視する取組み】

- 学校園規模の適正化
- 安全・安心な地域の環境づくりと子どもの居場所づくり
- 地域とともにある学校づくりへの転換と学校を核とした地域づくりの推進
- 地域未来の学習

### 基本方針 4 郷土を愛し、自ら学び高めあう学習を推進します

世界有数の長寿国であって、「人生 100 年時代」を迎えるとも言われるなか、子どもたちから年長者に至るまで、すべての市民が生涯にわたって、心身ともに健全に過ごすことができるよう、スポーツ及び生涯学習、文化芸術活動に気軽に親しみ、その成果を健康づくりや社会活動、自己実現に生かすことができる機会や環境の整備を推進します。特に「人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないもの」（文部科学省）と定義づけられる読書活動については、本市においても幼少期から本にふれる取組み等を推進していきます。

また、市民の心の拠り所である狭山池に加え、地域に現存する歴史文化遺産をまちづくり資源と位置づけ、その保存と活用を進めるとともに、歴史文化遺産を生かした地域学習・歴史体験の機会を充実し、市や地域に対する市民の理解と愛着・誇りを育みます。

#### 【重視する取組み】

- 読書活動の推進
- 文化財の調査研究と適切な管理
- 郷土を学ぶ地域活動の推進
- 歴史文化遺産の保存と活用の推進

# 第3期大阪狭山市教育振興基本計画の体系

## ○施策の体系



★…子ども重点 「子どもアンケート調査」で選ばれた「特に重要だと思う項目」



## 〔 取組施策 〕

|                                                                                                              |                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①質の高い幼児教育・保育の提供<br>②道徳心や規範意識を育む指導の充実<br>③基本的な生活習慣づくり<br>④個々の発達と集団に即した指導の充実                                   | ⑤発達や学びの連続性を踏まえた就学前教育・保育カリキュラムの充実<br>⑥親と子がともに育つ乳児期からの子育て支援の充実<br>⑦幼保職員研修の充実                                |
| ①主体的・対話的で深い学びをめざす授業づくり<br>②教育ＤＸの推進<br>③互いに認めあい、協働する集団づくり<br>④すべての教科における言語活動の充実<br>⑤学校図書館活用の充実と読書活動の推進        | ⑥英語教育の推進<br>⑦環境教育の推進<br>⑧プログラミング教育とICTの活用・教育の情報化の推進<br>⑨自己学習力（家庭学習習慣）の確立                                  |
| ①道徳教育の充実<br>②人権教育の充実<br>③不登校、問題行動などの未然防止と指導体制の充実                                                             | ④体力の向上<br>⑤食育の推進<br>⑥学校給食の充実                                                                              |
| ①調査研究や授業改善を推進する体制づくり<br>②教職員研修の充実<br>③リーダーの育成とチームワークづくりの推進                                                   | ④教職員の資質・能力の向上<br>⑤教職員の長時間勤務の削減に向けた取組みの推進<br>⑥部活動の地域展開の推進                                                  |
| ①支援教育の充実<br>②相談・支援体制の充実                                                                                      | ③関係機関との連携による発達障がいなどの早期支援<br>④学習環境の工夫                                                                      |
| ①キャリア教育の推進<br>②個に応じた指導と指導体制の充実                                                                               | ③プログラミング教育とICTの活用・教育の情報化の推進（再掲）<br>④道徳教育の充実（再掲）                                                           |
| ①いじめ防止基本方針にもとづく取組みの推進<br>②安全管理の充実<br>③防災教育の推進                                                                | ④安全教育（防犯・交通安全）の推進<br>⑤非行・薬物乱用の防止                                                                          |
| ①多文化共生教育の推進<br>②ジェンダー平等教育の推進                                                                                 | ③日本語以外の母語を使用する子どもへの対応                                                                                     |
| ①学校施設などの整備・改修<br>②給食施設の適正な維持管理                                                                               | ③指導内容に応じた備品の配備<br>④学校園規模の適正化                                                                              |
| ①保・幼・こ・小・中の連携<br>②生徒指導、教育相談の充実<br>③働き方改革と持続可能な学校指導体制の整備<br>④専門家のサポートによる指導体制づくり                               | ⑤家庭に対する教育支援の推進<br>⑥就学や進学に対する相談・支援の充実<br>⑦保護者や地域住民への情報発信の充実                                                |
| ①子どもの権利を大切にする家庭教育に関する啓発の推進<br>②子育て家庭への支援の充実<br>③家庭の教育力向上をめざした成人教育の充実                                         | ④教育に関する保護者相談体制の充実<br>⑤生活習慣の確立への支援                                                                         |
| ①地域と連携した豊かな社会性を持つ人材の育成・活用<br>②安全・安心な地域の環境づくりと子どもの居場所づくり<br>③家庭・地域との連携による学校の活性化<br>④放課後の活動の充実<br>⑤青少年の健全育成の推進 | ⑥地域とともにある学校づくりへの転換と学校を核とした地域づくりの推進<br>⑦学校支援ボランティアの育成<br>⑧地域の教育力向上、学校教育と社会教育の連携<br>⑨グローバル人材の育成<br>⑩地域未来の学習 |
| ①誰もが気軽に参加できるスポーツ機会の充実<br>②体育協会・総合型地域スポーツクラブなどと連携した事業の充実                                                      | ③スポーツ施設の整備・改修                                                                                             |
| ①社会教育事業や学習機会の充実<br>②生涯学習情報の提供<br>③読書活動の推進 【大阪狭山市子ども読書活動推進計画】<br>④社会教育施設などの整備・運営                              | ⑤文化芸術に親しむ機会の充実<br>⑥学習成果の活用と指導者の養成<br>⑦国際交流の推進                                                             |
| ①文化財の調査研究と適切な管理<br>②歴史文化遺産の保存と活用の推進                                                                          | ③歴史文化遺産保存活用などの整備・運営                                                                                       |
| ①歴史文化遺産を活かした学習機会の充実<br>②小中学校の「ふるさとさやま学習」カリキュラムづくり<br>③郷土を学ぶ地域活動の推進                                           | ④グローバル人材の育成（再掲）<br>⑤地域未来の学習（再掲）                                                                           |

## 第4章 施策の展開

### 基本方針1 これからの社会を生き抜く力を養います

#### 目標1 遊びを通して豊かに学ぶ就学前教育・保育の充実

##### 【施策の方向】

遊びや地域での体験を通して、道徳心や規範意識の醸成を図り、基本的な生活習慣の定着に向けた指導を充実させるとともに、発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育を推進します。

また、子育て家庭を社会全体で支えていくため、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を充実させるとともに、家庭・地域、関係機関の連携を進め、子どもの健やかな成長を支援します。

##### 【主な取組み】

| 取組施策                             | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①質の高い幼児教育・保育の提供                  | <ul style="list-style-type: none"><li>・保育所・幼稚園・認定こども園がそれぞれの特色を生かして質の高い教育・保育活動を展開し、子どもの成長・発達を促進します。また、多様化する保護者のニーズに柔軟に対応し、その選択にもとづき子どもを受け入れられるよう、教育・保育の提供体制を整備します。</li><li>・また、大阪府が主催する幼児教育アドバイザー育成研修など外部研修を活用し、多様化する幼児教育・保育現場の課題を解決する体制・仕組みを強化します。</li></ul> |
| ②道徳心や規範意識を育む指導の充実                | <ul style="list-style-type: none"><li>・遊びや集団生活を通して人と関わる力、自分の気持ちを調整する力の基礎を養い、豊かな情操と道徳心を養うとともに、規範意識を育む指導を充実します。</li><li>・自分の生活に関係の深いいろいろな人とふれあい、共に楽しみ、共感しあう体験を通して、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができる活動を推進します。</li></ul>                                            |
| ③基本的な生活習慣づくり                     | <ul style="list-style-type: none"><li>・基本的な生活習慣を身に付けられるよう、家庭と十分に連携しながら、子どもの生活リズムの定着を図り、健康な心と体づくりをめざします。</li></ul>                                                                                                                                            |
| ④個々の発達と集団に即した指導の充実               | <ul style="list-style-type: none"><li>・障がいや配慮の必要がある子どもについて、関係機関との連携を図りながら、集団生活のなかで一人ひとりの発達を促します。</li></ul>                                                                                                                                                   |
| ⑤発達や学びの連続性を踏まえた就学前教育・保育カリキュラムの充実 | <ul style="list-style-type: none"><li>・「小1プロブレム」などの課題解消を視野に、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携をいっそう強化し、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育を充実します。</li><li>・預かり保育の充実や多様化する保護者のニーズへの対応など、さまざまな課題を検討し、子どもたちが健やかに育つよう、将来を見据えた環境づくりを進めます。</li></ul>                                       |

|                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>⑥親と子がともに育つ乳<br/>児期からの子育て支援<br/>の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民との協働によるさまざまな子育て支援の取組みや保育・子育てコンシェルジュによる相談・助言を実施し、より充実した子育て家庭への支援を展開します。</li> <li>・認定子育てサポーターの養成を図り、地域でのつながりを深めながら、子育て家庭を支援します。</li> <li>・子育て家庭の親と子が会員となり、地域の協力を得ながら運営するプレイセンターの活動を支援します。</li> <li>・市民が会員となって子育ての相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターが、それぞれの地域で活発に活動できるよう支援します。</li> <li>・支援が必要な家庭に対し、大阪狭山市こども家庭センターを中心に、妊娠期から子育て期まで切れ目のない、一体的な支援を行います。</li> </ul> |
| <p>⑦幼保職員研修の充実</p>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・福祉・子育てなどに関連する施設同士の交流や共同の研修など、就学前教育・保育に関わる教職員の学びや課題解決に向けた取組みの機会づくりを進めます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                  |

## 目標２ 社会の変化に即した新たな学びの展開

### 【施策の方向】

学校教育において子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能の習熟とともに、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力のバランスのよい育成に努めます。そのため、子どもが自ら課題を発見し、解決に向けて取り組む力を養えるよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図る指導方法の工夫・改善に取り組むとともに、少人数指導などきめ細かな指導を充実します。

また、子どもたちが自己有用感を持って、デジタル化やグローバル化をはじめとするこれからの社会の課題に対応しながら自立して生き抜く力を身に付けられるよう、計画的、組織的、系統的な学校教育の取組みを推進します。

### 【主な取組み】

| 取組施策                   | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①主体的・対話的で深い学びをめざす授業づくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科等の特質に応じ、地域・学校や児童生徒の実情を踏まえながら、授業の中で、「個別最適な学び」の成果を「協働的な学び」に生かし、さらにその成果を「個別最適な学び」に還元するなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげます。</li> <li>・単元や題材などのまとまりのなかで育成をめざす資質・能力を明確にしたうえで、習得・活用・探究などの学びの過程を工夫します。</li> <li>・言語活動や観察・実験・調査などの体験的な活動、芸術的な表現活動など、子どもが主体的に思考したり、表現したりする学習活動を工夫します。</li> <li>・学習指導要領の目標に準拠した評価を行います。子どもたち一人ひとりのよい点や可能性、進歩の状況などについても評価し、意欲を高められるよう努めます。</li> </ul> |
| ②教育D Xの推進              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル教材や児童生徒用端末などのI C T機器を活用し、わかりやすい授業づくりの工夫や、効果的な教材教具の研究開発を推進し、学習意欲の向上を図ります。</li> <li>・個別最適な学びや協働の学びなど、新しく効果的な授業のデザインと、I C T環境の整備を進めます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ③互いに認めあい、協働する集団づくり     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・互いを尊重しあうことが大切であるという価値観のもと、グループ学習や討論など、子ども同士が互いに学びあう場を設定し、協働しあう集団づくりを進めます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| ④すべての教科における言語活動の充実     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活全体で、自分の考えや問いをすすんで発信する活動を重視した取組みを進めます。</li> <li>・総合的な学習の時間を中心に、すべての教科・領域において、身近な社会の課題と学習内容を関連付け、情報を収集して発信する活動などを計画し、自分の考えや意見を積極的に周囲に伝えようとする意欲と言語能力を育みます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                |

|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑤学校図書館活用の充実と読書活動の推進         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立図書館の連携による、子どもの「読む・調べる」習慣づくりに資する「読書eプラン」を推進します。</li> <li>・学校図書館司書と連携しながら、学校図書館を使った授業を日常的に計画し、「読書・学習・情報」という三つの力の育成をめざします。</li> <li>・蔵書の充実・更新や展示・掲示の工夫など、学校図書館の充実に努めます。</li> <li>・ブックスタート事業やブックスタートフォローアップ事業により、乳幼児期から家庭内で読書に親しむ習慣づくりを推進します。</li> </ul>                                                                                                                                                       |
| ⑥英語教育の推進                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人英語指導助手（ALT）による実践的な指導や技能検定、webアプリの導入などにより、子どもたちの英語に対する学習意欲を高め、英語を通じたコミュニケーション能力の向上をめざします。</li> <li>・小学校から中学校に円滑につながるよう、小学校におけるCAN-DOリストを活用した英語教育のカリキュラムを作成します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                  |
| ⑦環境教育の推進                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちがSDGsへの理解を深め、責任を持って環境を守るための行動がとれるよう、社会科、理科、家庭科などの教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動における環境に関わる内容を充実させるとともに、学校の教育活動全体を通じた環境教育を推進します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| ⑧プログラミング教育とICTの活用・教育の情報化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラミング教育を通して、物事を論理的に考える力であるプログラミング的思考を育みます。</li> <li>・日常の授業におけるICT機器やプログラミング教育ツールの活用、また、デジタルシティズンシップ教育を通じて、情報活用能力を育みます。</li> <li>・目的に応じて情報手段を適切に活用し、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理し、発信できる能力である情報活用能力を育みます。</li> <li>・子どもに対する情報モラル教育、情報リテラシー教育を充実し、ネットトラブルなどから子どもを守る取組みを推進します。</li> <li>・教育情報セキュリティポリシーを策定し、学校現場におけるICTの活用方法、教職員端末や児童生徒用端末、児童生徒や保護者、地域住民の方の個人情報の保護等に関するルールを明確にすることで、情報モラルや情報リテラシーの醸成を図ります。</li> </ul> |
| ⑨自己学習力（家庭学習習慣）の確立           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習習慣や生活習慣の形成に向けて、家庭学習の時間や方法、テレビやゲーム、携帯電話についてのルールづくりなど、家庭との連携による取組を行います。</li> <li>・デジタル教材などを活用し、子どもの学習意欲を高め自学自習の習慣づくりを図ります。</li> <li>・学習機会が少ない子ども（主に中学3年生）に対して、日曜日や長期休業中の学習をサポートします。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                               |

### 目標3 豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進

#### 【施策の方向】

子どもたちが、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、多様な道徳的価値について理解を深めるとともに、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に捉え、人としての生き方について考える学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成します。また、教育活動全体の取組みを通じて、自己肯定感や自己有用感の高まりから、子ども一人ひとりの自尊感情を高めることにつなげる指導を充実します。

いじめや不登校については、外部の専門家や教育支援センター「フリースクールみ・ら・い」など関係者の連携により、生徒指導の体制を充実させます。児童会や生徒会などの取組み、小中一貫教育による地域学習を通じて、地域の人々とのふれあい、多様な体験活動などを充実させ、子ども自身の問題解決力を育むことで、問題行動などの未然防止に努めます。

子どもたちが健やかな身体をつくり、健康で安全な生活を送ることができるよう、体力の向上を図るとともに、食育の推進や安全で安心な学校給食の提供に努めます。また、給食に係る保護者の経済的負担の軽減を図ります。

#### 【主な取組み】

| 取組施策                     | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①道徳教育の充実                 | <ul style="list-style-type: none"><li>・「生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識」などの道徳性を身に付けることを最も重要な課題とし、道徳教育の要である道徳の授業の指導内容、指導方法及び教材開発などについての実践研究を推進します。</li><li>・多様性を認め合い、豊かな人間性や社会性などを育むために、成長段階に応じて、社会体験や自然体験など、さまざまな体験活動を充実します。</li></ul>                                                                                                                                               |
| ②人権教育の充実                 | <ul style="list-style-type: none"><li>・本市人権教育基本方針にもとづき、人権課題ごとの担当教員を全小中学校に配置し、人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成することにより、計画的、組織的に取組みを進めます。</li><li>・子どもがその発達過程に応じ、人権の意義・内容や重要性及び個別の人権課題について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるよう、すべての教育活動を通して、相手の考えや気持ちを想像する力、共感し理解する力、互いにわかりあうためのコミュニケーション能力、さまざまな立場の意見を調整し、解決する能力などの育成に取り組みます。</li><li>・子どもの発達過程に応じて、命の尊さについて学びを深め、平和を希求する心を育む平和学習に取り組みます。</li></ul> |
| ③不登校、問題行動などの未然防止と指導体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"><li>・不登校や問題行動などに対する教職員の指導力の向上を図り、子どもの背景に着目し、丁寧なアセスメントをしながら、未然防止、早期発見と早期対応に努めます。</li><li>・学校とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーや教育支援センター「フリースクールみ・ら・い」との連</li></ul>                                                                                                                                                                                  |

|          |                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | <p>携による取組みや相談活動、スクリーニングやケース会議等の実施により子どもの状況に応じたきめ細かな指導の充実に努めます。</p>                                                                                                                                                                           |
| ④体力の向上   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「全国体力・運動能力調査」の結果にもとづいた体力向上プランや地域人材の活用により、子どもが運動することの楽しさを実感し、すすんで運動する習慣が身に付くよう体育の授業づくりを推進します。</li> <li>・子どもの健康への関心を高めるとともに、生活習慣病の予防や薬物乱用の防止、性に関する教育を推進します。</li> </ul>                                 |
| ⑤食育の推進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達の段階に応じた食に関する知識を学び、食を選択する力や望ましい食習慣を身に付け、正しい食生活を実践できる子どもの育成に取り組めます。</li> <li>・「健康大阪さやま 21（第 3 次計画）及び大阪狭山市食育推進計画（第 3 次）」にもとづき、家庭や地域、関係機関の連携を図りながら、子どもたちが正しい食生活を実践できるよう、保護者への積極的な啓発活動を行います。</li> </ul> |
| ⑥学校給食の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食中毒対策や食物アレルギーやミキサー食対応など、安全・安心な学校給食の継続的な提供に努め、栄養バランスのよい魅力ある学校給食の提供をめざします。</li> <li>・無償化及び物価高騰に伴うコスト増に対する支援など、給食に係る保護者の経済的負担の軽減に取り組めます。</li> </ul>                                                     |

## 目標 4 教職員の資質の向上

### 【施策の方向】

子ども一人ひとりの個性や能力、可能性を伸ばし育てるとともに、多様な教育課題に適切な対応ができるよう、授業力や多様な教育課題への対応力など、教職員の資質と実践的指導力の向上に取り組めます。

教職員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備し、教職員の長時間勤務の削減につなげ、さらなる学校教育の質の向上を図ります。

また、地域や関係者との連携のもと、学校部活動の円滑な地域展開を進めます。

### 【主な取組み】

| 取組施策                   | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 調査研究や授業改善を推進する体制づくり  | <ul style="list-style-type: none"><li>・「全国学力・学習状況調査」の結果を各校で分析し、分析結果をもとに学校の取組みの成果と課題、改善方策を整理して学校ホームページで公開します。</li><li>・「全国体力・運動能力調査」の結果を各校で分析し、体力向上プランを策定して子どもたちの体力を高める授業づくりを推進します。</li><li>・プログラミング教育やＩＣＴ機器の活用などの今日的な教育課題について、外部専門家を講師に招き公開授業や担当者連絡会を実施し、成果普及に努めます。</li><li>・学校運営協議会や、「学校まるごとパック事業」、「学校づくり応援事業」において、市民や外部専門家による学校評価を実施し、寄せられた意見を学校運営に反映します。</li></ul> |
| ② 教職員研修の充実             | <ul style="list-style-type: none"><li>・学校教育におけるさまざまな課題の解決と新たな研究の推進をめざして、時代の流れに即した研修を計画的に実施します。</li><li>・参加型、継続型の研修を計画的に実施するとともに、専門家や学識経験者との連携を深め、教職員の専門性を向上させる研修の充実を図ります。</li><li>・中学校区ごとの研修や保幼小中合同の研修会を通して、地域の実態や学びの系統性を踏まえた指導を推進します。</li><li>・大阪府教育委員会や大学などとの連携により、教職員研修の内容の充実を図り、研究意欲の高い教職員を育成します。</li></ul>                                                       |
| ③ リーダーの育成とチームワークづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"><li>・教職員の主体性や協働性を育成し、次世代を担う教職員の意識を高めます。また、自分の学校を振り返るアンケートをすべての教職員対象に実施し、ＰＤＣＡサイクルにもとづく学校改善を通して、ミドルリーダーの学校づくりに対する意識の向上と、教職員のチームワークづくりを推進します。</li></ul>                                                                                                                                                                                |



|                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ④教職員の資質・能力の向上           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各校において、大阪府の自己点検チェックリストや不祥事防止に向けたワークシート集などを定期的に活用し、自分事として捉えられるようにグループワークを取り入れた研修を実施し、不祥事予防と教職員の人権感覚の向上に努めます。</li> <li>・教育委員会主催の研修や各校における校内研修の計画的な実施を通して、教職員の専門性を高めるとともに、教職員間の学びあいや支えあいによる同僚性の向上を図ります。</li> <li>・合同・協働での研修や研究など、保育所・幼稚園及び認定こども園の教職員がともに学ぶ機会を充実し、学びの質の向上と連続性の確保、幼児期から小学校への円滑な接続を推進します。</li> </ul> |
| ⑤教職員の長時間勤務の削減に向けた取組みの推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の効率化を図り、教職員の長時間勤務を削減するため、校務支援システムの活用を進めます。</li> <li>・全校一斉退庁日、学校閉庁日などの取組みにより、教職員が休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                            |
| ⑥部活動の地域展開の推進            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動の地域展開が円滑に進むよう、地域の団体の活性化や持続可能な運営の支援、民間事業者との連携等を図ります。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                              |

## 基本方針２ 一人ひとりを大切にする教育を推進します

### 目標５ 子ども理解と支援教育の充実・推進

#### 【施策の方向】

インクルーシブ教育システムの構築を見据えながら、「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進し、子ども一人ひとりの自立と社会参加に向けた効果的な指導・支援を充実させるために、授業のユニバーサルデザイン化、少人数指導、個別指導など、多様な指導方法を工夫します。

また、特別な教育的支援を必要とする子どもを理解し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を有効に活用しながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援ができるよう、教職員の専門性の向上を図ります。さらに、本市の福祉部局や関係機関、専門家と緊密に連携し、校種間の円滑な引き継ぎや、連続性を大切にした支援体制や相談体制の充実に努めます。

#### 【主な取組み】

| 取組施策                     | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①支援教育の充実                 | <ul style="list-style-type: none"><li>・「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するため、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を充実させ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援の方法について、専門家による指導助言を仰ぎながら、研究を深めます。</li><li>・保護者や地域住民の理解を促進するため、支援教育の啓発に努めます。</li><li>・放課後等デイサービスを利用している子どもへの支援について、学校と事業所が保護者の同意のもとで連携を図り、相互の役割の理解と支援の充実をめざします。</li><li>・正確なアセスメントを通じて適切な支援が提供できるよう、検査や巡回相談を実施します。</li></ul> |
| ②相談・支援体制の充実              | <ul style="list-style-type: none"><li>・家庭支援相談員や専門家の協力のもと、「巡回相談」を実施し、発達や障がいの状況に応じた適切な支援が行える相談体制づくりをめざします。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                        |
| ③関係機関との連携による発達障がいなどの早期支援 | <ul style="list-style-type: none"><li>・子どもネットワーク協議会を中心に、教育、保育、保健、医療、福祉が密接に連携し、発達障がいなどの早期発見、早期支援、継続的な支援体制の構築をめざします。</li><li>・発達障がい児やサポートが必要な子どものための療育事業「手をつなGO!」において、個々に応じた療育や相談の場、保護者向け学習「ペアレントトレーニング」を実施し、子どもたちが円滑に日常生活や学校園生活が送れるよう支援します。</li></ul>                                                                                      |
| ④学習環境の工夫                 | <ul style="list-style-type: none"><li>・支援教育に関する研修を充実し、教職員の専門性の向上を図ります。</li><li>・障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流や協働学習などの機会を大切にし、ちがいを認めあいながら互いを大切にし、高めあおうとする態度を育みます。</li><li>・すべての子どもたちにとって効果的な支援となるユニバーサルデザインの観点を取り入れた授業づくりや自己肯定感を高める集団づくりを進め、安心できる学習環境づくりを学校園全体で進めます。</li></ul>                                                                    |

## 目標6 個の成長を支える教育の充実

### 【施策の方向】

子どもの発達段階に応じ、教育活動全体を通じた組織的・系統的なキャリア教育の充実に取り組み、将来、子どもが社会的・職業的に自立し、社会のなかで自らの役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育てます。

### 【主な取組み】

| 取組施策                            | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①キャリア教育の推進                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの「学びたい」「働きたい」という意欲を高めるとともに、明確な目的意識を持って自己の進路を選択する能力が身に付くよう、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。</li> <li>・小学校から中学校までのキャリア教育に関わる活動について、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価ができるよう、「キャリア・パスポート（ポートフォリオ）」を作成し、活用します。</li> </ul>                                   |
| ②個に応じた指導と指導体制の充実                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々のつまづきを丁寧に把握し、加配教員の活用や情報ツールの導入などの工夫をしながら、どの子も置き去りにしない授業づくりをめざします。</li> </ul>                                                                                                                                                                               |
| ③プログラミング教育とICTの活用・教育の情報化の推進（再掲） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラミング教育を通して、物事を論理的に考える力であるプログラミング的思考を育みます。</li> <li>・日常の授業でICT機器やプログラミング教育ツールの活用を通じて、情報活用能力を育みます。</li> <li>・目的に応じて情報手段を適切に活用し、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理し、発信できる能力である情報活用能力を育みます。</li> <li>・子どもに対する情報モラル教育、情報リテラシー教育を充実し、ネットトラブルなどから子どもを守る取組みを推進します。</li> </ul> |
| ④道徳教育の充実（再掲）                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識」などの道徳性を身に付けることを最も重要な課題とし、道徳教育の要である道徳の授業の指導内容、指導方法及び教材開発などについての実践研究を推進します。</li> <li>・多様性を認め合い、豊かな人間性や社会性などを育むために、成長段階に応じて、社会体験や自然体験など、さまざまな体験活動を充実します。</li> </ul>                                                           |

## 目標 7 安全安心な学校生活の確保

### 【施策の方向】

いじめ防止のための取組みとして、「大阪狭山市いじめ防止基本方針」にもとづく対策を充実します。

生活安全、交通安全などの安全教育を総合的かつ効果的に継続するとともに、大規模災害の教訓なども踏まえ、防災教育を強化する観点から、子どもたちが主体的に行動できる能力や態度を育成します。また、教職員の安全に関する知識・技能の向上を図るため、安全についての知識や指導方法を修得する機会の確保と充実に努めます。

### 【主な取組み】

| 取組施策                  | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①いじめ防止基本方針にもとづく取組みの推進 | <ul style="list-style-type: none"><li>・「大阪狭山市いじめ防止基本方針」にもとづき、学校・家庭・地域・関係機関などがいじめに対する理解を共通のものとし、一体となって早期発見・早期対応に努めます。</li><li>・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門家との連携による支援体制の充実に努めます。</li><li>・教育活動全体を通して、子どもの豊かな情操や道徳心を養い、よりよい人間関係を構築する能力や規範意識などの高揚に努め、いじめを未然に防ぐための取組みを推進します。</li><li>・教職員対象研修を充実します。</li><li>・児童生徒が自ら相談し、危機を発信できる意識や行動を育みます。</li><li>・子どもに対する情報モラル教育、情報リテラシー教育を充実し、ネットトラブルなどから子どもを守る取組みを推進します。</li><li>・「生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識」などの道徳性を身に付けることをめざし、道徳教育の要である道徳の授業の指導内容、指導方法及び教材開発などについての実践研究を推進します。また、豊かな人間性や社会性などを育むために、成長段階に応じて、社会体験や自然体験など、さまざまな体験活動を行います。</li></ul> |
| ②安全管理の充実              | <ul style="list-style-type: none"><li>・各校施設に安全管理員を引き続き配置し、学校の安全対策の向上に取り組めます。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| ③防災教育の推進              | <ul style="list-style-type: none"><li>・児童生徒に危機管理能力の基礎が身に付くよう、学校における実践的な避難訓練などを計画的に実施します。また、地域と連携しながら災害時に基点となる学校の防災力の向上に取り組めます。</li><li>・中学生を対象に「安全安心スクール」を実施し、地域防災に関する意欲を育みます。</li><li>・小学校の避難訓練に合わせて、PTAや自治会、地域見守り活動をされているみなさんと連携し、児童の引渡し訓練を実施します。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| ④安全教育（防犯・交通安全）の推進     | <ul style="list-style-type: none"><li>・防犯訓練や不審者対応避難訓練を実施し、学校における危機管理体制を確認し、教職員と児童生徒の危機管理能力の向上に努めます。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|             |                                                                                                                                               |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校で児童生徒を対象に、庁内関係部署や関係機関と連携して非行防止教室や危機対応指導、交通安全教室等を実施します。</li> </ul>                                 |
| ⑤非行・薬物乱用の防止 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・非行や薬物乱用の害から自分自身を守るため、警察や大阪狭山市更生保護女性会、関係機関の方を講師に招いて、必要な知識などを身に付けるための非行防止教室及び薬物乱用防止教室を実施します。</li> </ul> |

## 目標 8 多様性理解の促進

### 【施策の方向】

子どもたちが抱える課題に対して、組織的な支援を進められるよう校内支援体制の構築を図り、多様性を理解し認めあう教育を進めることで、一人ひとりが自信をもって活躍できる環境づくりを推進します。

また、外国にルーツのある子どもへの支援も含め、社会の一員として自立し、本市を担う人材として、社会に積極的にかかわろうとする態度を身に付けるため、社会形成・社会参加に関する市民性教育を推進します。

### 【主な取組み】

| 取組施策                  | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①多文化共生教育の推進           | <ul style="list-style-type: none"><li>・自立支援通訳事業などを活用し、外国にルーツのある子どもや保護者の学校生活に係る各種支援に努めます。</li><li>・各校が定める人権教育の計画にもとづき、各教科の授業や総合的な学習の時間、特別活動などを通して、子どもの多文化理解を促進します。</li><li>・さまざまな人とコミュニケーションを図ることのよさを実感できるよう、子どもと外国人英語指導助手（ＡＬＴ）との交流を促進します。</li></ul> |
| ②ジェンダー平等教育の推進         | <ul style="list-style-type: none"><li>・ジェンダー平等教育の推進に加え、性的マイノリティに関する教職員の理解を深めるとともに、当該児童生徒への相談体制、支援体制について、適時支援会議を開催しながら対応を進めます。</li></ul>                                                                                                             |
| ③日本語以外の母語を使用する子どもへの対応 | <ul style="list-style-type: none"><li>・日本語以外の母語を使用する子どもの指導には、校内に日本語指導担当教員を位置付け、対話型アセスメント（ＤＬＡ）の活用を通して、子どもの言語能力を把握し、教科学習で必要な支援方策を検討します。</li><li>・受け入れ実績のある国以外の言語的・文化的背景を持つ子どもの転入に柔軟に対応し、個々の子どもの実態に応じた指導内容や指導方法の工夫に努めます。</li></ul>                     |

## 基本方針 3 持続可能な社会のための教育環境を充実します

### 目標 9 時代の変化に対応した学習環境などの整備

#### 【施策の方向】

各学校の施設・設備について、その機能と性能を維持し将来にわたり安全安心な環境を確保するため、防災面にも配慮した計画的な維持保全による老朽化（長寿命化）対策を推進します。

また、施設や備品の充実が多額の費用が必要になることから、整備の必要性や優先順位も考慮しつつ、引き続き取り組みます。

学校園規模の適正化については、少子化や地域環境の変化に伴う子どもの増減など、それぞれの学校区の実情を踏まえ、効果的でかつ保護者や地域住民の理解を十分に得られるような取組みをすすめます。

#### 【主な取組み】

| 取組施策           | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①学校施設などの整備・改修  | <ul style="list-style-type: none"><li>・学校施設・設備の機能と性能を維持するため予防保全に取り組みます。学校の整備にあたっては、「大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する実施方針」を踏まえ、計画的な長寿命化改修や建替等、学校区の実情を考慮しながら、費用対効果の高い整備を検討・推進します。</li><li>・学校施設の非構造部材（天井材、窓ガラス・窓枠、内壁など）の耐震対策を含む防災機能の強化、老朽化対策を推進します。</li></ul> |
| ②給食施設の適正な維持管理  | <ul style="list-style-type: none"><li>・施設の安全対策とともに、衛生的にも配慮された設備の入れ替えなど、学校給食センターの適正な維持管理に努めます。</li></ul>                                                                                                                                            |
| ③指導内容に応じた備品の配備 | <ul style="list-style-type: none"><li>・各種教材や教育用備品などを指導内容に応じて適切に整備し、教育環境を充実します。</li><li>・児童生徒用端末及び教職員用端末の更新にあたっては、個別最適な学びと協働の学びを深めるため、適切な機器・ソフトウェアの導入を図ります。</li></ul>                                                                               |
| ④学校園規模の適正化     | <ul style="list-style-type: none"><li>・今後の本市の人口動向や少子化の現状を踏まえ、学校園規模の適正化に向けた取組みを進めます。</li></ul>                                                                                                                                                      |

## 目標 10 学校経営改革の推進

### 【施策の方向】

学校の教育活動を支える人材の確保やネットワークづくり進め、学校園の特性や子どもの課題に応じた学校経営を推進します。そのために、保護者や地域住民への情報発信を充実させるとともに、家庭教育に困難を抱える保護者への支援を促進します。

また、ICTの活用、専門家や地域人材の活用、校務支援システムの導入など、校務の効率化と負担軽減を図り、学校経営の改善に努めることで教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境づくりを推進します。

### 【主な取組み】

| 取組施策                  | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①保・幼・こ・小・中の連携         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「キャリア教育推進事業」「公開保育」「幼保こ小の架け橋プログラム」など、中学校区単位の事業や研修会、小中学校間における教職員の兼務発令や人事交流を通して、就学前から中学校卒業までの系統的な指導を充実します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                  |
| ②生徒指導、教育相談の充実         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑化する生徒指導の課題について、学識経験者による「特別教育相談」を実施するとともに、「生徒指導アドバイザー」の各校への訪問指導を通して、教職員や保護者の相談体制を充実します。</li> <li>・「大阪狭山市いじめ防止基本方針」にもとづき、家庭・地域などと協力しあい、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーとの連携を図りながら、生徒指導、教育相談体制の充実と周知に努め、いじめを許さないという環境を築きます。</li> <li>・特別教育相談やスクールカウンセラーへの相談について、広報誌や学校だよりなどを通して、周知を図ります。</li> </ul> |
| ③働き方改革と持続可能な学校指導体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・校務支援システムの活用や事務のシステム化を推進するとともに、専門家や外部人材の活用をいっそう工夫し、教職員が子どもたちとじっくり向きあう時間を増やす体制づくりを推進します。</li> <li>・教職員の校務支援を図るため、スクール・サポート・スタッフや採点支援システムを活用し、教職員が子どもへの指導や教材研究などに注力できる体制づくりを推進します。</li> </ul>                                                                                                          |
| ④専門家のサポートによる指導体制づくり   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家の配置と各校への派遣を進め、子どもたちや保護者の心のケアを行うとともに、課題のある子どもの対応について、専門家を加えた指導体制の充実により、チームとしての学校の実現を図ります。</li> </ul>                                                                                                                                                                                              |
| ⑤家庭に対する教育支援の推進        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校区ごとに教職員や教職員OB、地域人材、教育や心理を専攻する学生で支援チームを設置し、子どもへの相談及び学習支援を行うことで、学校の取組みをサポートします。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                         |
| ⑥就学や進学に対する相談・支援の充実    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的な理由により高等学校や高等専門学校または専修学校の高等課程などへの進学が困難な子どもの保護者に対して、教育委員会や教育支援センター「フリースクールみ・ら・い」の進路相談員が窓口となって、育英金の貸与に関する相談を受け、奨学金に関する情報提供</li> </ul>                                                                                                                                                              |



|                    |                                                                                                                                                  |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | <p>を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的な理由により就学困難な子どもの保護者に対して学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動・修学旅行費、学校給食費など学校生活に必要な費用の援助を行います。</li> </ul> |
| ⑦保護者や地域住民への情報発信の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談や、就学援助、奨学金、通訳の派遣など、家庭教育をサポートするさまざまな情報について、市ホームページや学校ホームページ、広報誌や学校だよりなどを通して、幅広く周知します。</li> </ul>      |

## 目標 1 1 家庭教育の支援

### 【施策の方向】

家庭の教育力を高めるため、「おおさかさやま家庭教育指針」にもとづく啓発に努めます。発達過程に応じた子どものしつけや教育を行うことができるよう、家庭が果たすべき役割や子育てについて学ぶ講座の充実や、親が学べる場を充実します。合わせて、子どもの基本的な生活習慣の定着に向けた運動を推進します。

また、「大阪狭山市こども家庭センター」を中核として、虐待防止への取組みをはじめ、妊娠期から子育て期まで切れ目のない一体的な支援を推進します。

### 【主な取組み】

| 取組施策                       | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①子どもの権利を大切にする家庭教育に関する啓発の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「おおさかさやま家庭教育指針」による提言の浸透を図り、家庭における実践活動を推進します。</li> <li>・人権尊重の精神や自尊感情の育成、子どもの権利を視点とした家庭教育を推進します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| ②子育て家庭への支援の充実              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センター「ぽっぽえん」や子育て支援・世代間交流センター「UPっぷ」において、地域における子育て支援を総合的に推進するとともに、子育て家庭への支援体制の充実に努めます。また、子育て支援・世代間交流センター「UPっぷ」では、子どもや子育て家庭が世代を超えて市民と交流できる環境を提供するための運営を行います。</li> <li>・地域子育て支援拠点において、交流や子育て講座などを通じた仲間づくりの促進や家庭の状況に応じた育児相談・発達支援等の充実に努めます。また、子育て家庭の個々のニーズに合った教育・保育施設や子育て支援サービスが利用できるよう、「保育・子育てコンシェルジュ」による相談・助言を行います。</li> <li>・保護者の就労状況や就労意向など子育て家庭の置かれた状況や地域の実情などを十分に踏まえて、中・長期的な視点に立ち、多様な保育ニーズに対応できるよう、「延長保育」や「病児・病後児保育」といった保育サービスとともに、「一時預かり事業」や「こども誰でも通園制度」など子育てを支援するサービスの充実を図ります。</li> </ul> |
| ③家庭の教育力向上をめざした成人教育の充実      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭の教育力の向上をめざし、子育ての責務や親としての役割、子どもとのかかわり方、地域の大人としてのあり方などを学ぶ成人教育の機会づくりや情報提供を推進するとともに、子育てをすることの大切さや喜び、命の尊さなどについての啓発に努めます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| ④教育に関する保護者相談体制の充実          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめや不登校など教育に関する相談のほか、子どもの発達や子育てに関する相談について、専門的な指導やアドバイスが受けられるよう、児童家庭相談を充実します。</li> <li>・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門的な人材の配置や、子ども家庭センターなど関係機関との連携により、</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

|              |                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              | <p>教育に関する相談体制の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待防止への取組みを推進するため、関係機関との連携を深めるとともに、相談や広報啓発活動を充実します。</li> <li>・パンフレットやホームページなどにより、相談窓口の積極的な広報活動に努めます。</li> <li>・不登校や問題行動のある子どもの保護者に対し、戸別訪問を通して、相談活動を行います。</li> </ul> |
| ⑤生活習慣の確立への支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭との連携を図り、早寝早起き朝ごはん運動を推進し、基本的な生活習慣の確立と生活リズムの向上に取り組みます。</li> </ul>                                                                                                                               |

## 目標 1 2 地域の教育力の育成と社会に開かれた教育課程の実現

### 【施策の方向】

本市では令和 6 年（2024 年）度から市内すべてが施設分離型小中一貫校となり、これまで以上に系統的な学習を進めていきます。

各中学校区に 1 つの学校運営協議会を設置し、全小中学校をコミュニティ・スクールとします。学校活動について保護者や地域住民によりいっそう理解、協力いただけるよう、学校に関する情報を積極的に発信します。学校・家庭・地域の連携を推進するためには、学校と地域を結ぶ人材としての役割を担う地域学校協働活動推進員が非常に重要で、学校・地域・家庭などの多方面を理解している人材の発掘と育成に務め、各中学校区への配置を進めます。

また、子どもたちが放課後や休日などを安全に過ごせる居場所や、さまざまな体験学習ができる機会を拡充します。これらを実現するため、地域活動が持続できるよう支援策を講じるとともに、これらが機能的に連携する教育コミュニティの形成に努めます。

さらには、社会教育や生涯学習活動が、新たな地域活動や地域人材の育成につながるよう、循環型の生涯学習社会の実現をめざします。

### 【主な取組み】

| 取組施策                       | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①地域と連携した豊かな社会性を持つ人材の育成・活用  | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域間の連携の促進や、子どもから大人まで主体的に地域活動に参画することの重要性の啓発と意識の高揚を図るため、各地域のリーダー、コーディネーターとなるような人材の発掘と育成に努めます。</li><li>・あいさつ運動や声かけ運動の実施など、地域の大人と子どもとのふれあいから、地域のなかでよりよい人間関係をつくり、子どもの豊かな社会性を育みます。</li><li>・地域行事やボランティア活動などに参加する機会を充実させ、子どもが主体となって、地域や社会の一員としての自覚と能力を育むための取組みを推進します。</li><li>・教育に関心を持つさまざまな人材の掘り起しと活用を図り、世代間交流などの多様な交流活動を促進します。</li></ul> |
| ②安全・安心な地域の環境づくりと子どもの居場所づくり | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域の P T A や自治会、学校などが連携し、子どもの登下校時の見守り活動のほか、緊急時の集団下校に合わせたパトロールの実施など、安全・安心な環境づくり活動を支援します。</li><li>・子ども同士のコミュニティの形成や社会性、自主性を養い、健やかな成長を図るため、地域や各種団体と連携し、身近な地域における居場所づくりを推進します。</li><li>・「大阪狭山市いじめ防止基本方針」にもとづき、学校・家庭・地域の連携を強め、いじめや問題行動の防止に向けた取組みを推進します。</li></ul>                                                                         |
| ③家庭・地域との連携による学校の活性化        | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域に開かれた学校づくりの一環として、学校情報を保護者や地域に幅広く公開することで、学校についての理解を深め、学校・家庭・地域の連携を進めやすい環境づくりに取り組みます。</li><li>・保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議</li></ul>                                                                                                                                                                                             |

|                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                    | <p>会について、市内すべての小中学校がコミュニティ・スクールとなるよう設置を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域学校協働活動等の推進について、各学校区の実情に合わせた学校と地域の連携体制の構築を図ります。</li> <li>・大学との連携を強化し、子どもたちの学習意欲や関心を高め、学習内容の幅と学びの楽しさが広がる取組みを工夫します。</li> <li>・授業や部活動、学習指導、学校行事の支援といった学校のさまざまな教育活動に、ボランティアとして地域住民や学生の参画を得るなど、地域の力を生かした学校の活性化に努めます。</li> </ul>                         |
| ④放課後の活動の充実                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童会の恒常的な待機児童を解消するため、受け皿の拡充に努めます。また、放課後児童会を安全かつ快適に利用できるよう施設を適正に維持管理するとともに、支援員の確保及び研修実施による資質向上を図りながら、安定した放課後児童会の運営に努めます。</li> <li>・また、放課後の児童の居場所づくりについては、補助制度の拡充などにより、民間活力のさらなる導入を含めて受け皿の拡充を推進します。</li> <li>・「さやま元気っこ推進事業」の取組みを推進し、放課後児童会との連携を図りながら、全小中学校で実施します。</li> </ul>                         |
| ⑤青少年の健全育成の推進                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察など関係機関と連携しながら、非行防止に関する広報啓発活動や、問題行動の早期発見を図るための青色防犯パトロール活動に取り組めます。</li> <li>・青少年をさまざまな有害環境から守るため、青少年指導員会や青少年健全育成連絡協議会・警察などの関係機関・学校・家庭・地域などが一体となり、夜間パトロールや、インターネット上の有害情報から青少年を守るための啓発などに取り組めます。</li> <li>・豊かな人間性や社会性を養うために、「市民ふれあいの里」の運営や「上初湯川ふれあいの家」の活用を推進し、宿泊や自然活動体験を通じた青少年の健全育成に取り組めます。</li> </ul> |
| ⑥地域とともにある学校づくりへの転換と学校を核とした地域づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校と保護者、地域住民が目的やビジョンを共有し、パートナーとして連携・協働しながら「みんなで子どもを育む」ために学校運営協議会の充実や地域学校協働活動の推進を図り、地域全体で子どもたちの学びを支援する教育コミュニティづくりを推進します。</li> <li>・子どもの成長を軸とした地域と学校の連携・協働を通して、地域人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進します。</li> </ul>                                                           |
| ⑦学校支援ボランティアの育成                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者や地域住民、学生がさまざまな特技や趣味などを生かして教育活動を支援するため、学校支援ボランティアリーダー養成講座を開催するなど、人材の育成に努めます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                            |
| ⑧地域の教育力向上、学校教育と社会教育の連携             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・より多くの地域住民がつながるために、あいさつ運動や声かけ運動の推進など、地域のなかでよりよい人間関係づくりに取り組めます。ま</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                            |

|             |                                                                       |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------|
|             | た、学校・家庭・地域が一体となった学びを軸としたネットワークを構築するためにも、学校教育と社会教育の連携強化に努めます。          |
| ⑨グローバル人材の育成 | ・小中一貫校としての個性を生かし、グローバル（英語力の向上）とローカル（地域学習の充実）を組み合わせたグローバルな子どもを育てていきます。 |
| ⑩地域未来の学習    | ・全学年において、「地域未来の学習」を新設し、自分の住む地域を知り、良いところを表現できる人材の育成のために、地域学習の充実を図ります。  |

## 基本方針 4 郷土を愛し自ら学び、高めあう学習を推進します

### 目標 13 生涯スポーツ活動の推進 【大阪狭山市スポーツ推進計画】

#### 【施策の方向】

本市では、スポーツ推進委員会や体育協会、総合型地域スポーツクラブなど多様な団体が市民のスポーツ活動を支えています。スポーツは、心身の健全な発達、健康や体力の保持増進、精神的な充足感の獲得など、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むうえで不可欠なものです。また、活動への参加・体験を通じて人と人との交流、地域同士の交流を促進し、希薄化が指摘されるコミュニティの活性化にも寄与しています。さらに、次代を担う子どもたちにとって、体力向上とともに、他者を思いやる気持ちや公正さ、規律を大切にする心の育成にもつながるものです。

市民が、それぞれの体力や年齢、技術、技能、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、だれでもスポーツを楽しめる生涯スポーツ社会の実現をめざします。老朽化が進む各スポーツ施設を計画的に整備します。市民、各種団体との連携を図りながら、市民にとって身近な地域における活動機会の充実や、体力の維持向上に向けた取組みを支援します。特にスポーツにふれる機会が限られる若年世代や子育て世代の参画の機会やきっかけづくりを推進します。

#### 【主な取組み】

| 取組施策                           | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①誰もが気軽に参加できるスポーツ機会の充実          | <ul style="list-style-type: none"><li>・指定管理者や包括連携協定を締結している企業等と連携した事業の充実を図ります。</li><li>・小中学校の運動場や体育館を放課後・休日に開放し、スポーツを行う機会の拡充を図ります。</li><li>・関係部署と連携し、スポーツ事業等の発信の幅を広げます。</li><li>・パラスポーツやニュースポーツの体験会など、年齢や性別、障がいの有無に関係なく、誰もが参加できるスポーツの普及・啓発を図ります。</li><li>・誰もが体力の維持・向上や健康づくりに取り組めるよう、指定管理者と連携しトレーニング室の充実や利用しやすい環境整備を図ります。</li></ul> |
| ②体育協会・総合型地域スポーツクラブなどと連携した事業の充実 | <ul style="list-style-type: none"><li>・体育協会や総合型地域スポーツクラブ、施設を管理運営する指定管理者など、スポーツ活動に関わる市民や各種団体の自主的な活動と運営を支援するとともに、各種団体や学校園との連携によるさまざまな事業を実施し、市民のスポーツ活動への参加を促進します。</li><li>・スポーツ推進委員をはじめ、各種スポーツ団体やその指導者と連携し、本市における幅広いスポーツの普及を促進します。</li></ul>                                                                                         |
| ③スポーツ施設の整備・改修                  | <ul style="list-style-type: none"><li>・指定管理者と連携してスポーツ施設改修計画を策定し、施設の効率的・計画的な整備を推進します。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                    |

## 目標 1 4 生涯学習や文化芸術活動の推進

### 【施策の方向】

「文化」を最も広くとらえると、人間と人間の生活に関わることのすべすべて、すなわち生きることそのものが文化であり、文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養し、人と人との心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力のある社会を形成する源泉です。そして、絶え間なく変化を続ける現代社会は、一生涯学び続けることが求められる生涯学習社会でもあります。生涯学習は個人としての成長や自己実現にとどまらず、住民相互のつながりや活力あるコミュニティの形成に寄与するものであり、それは新たな文化を創造し続ける活動ともいえます。

人生 100 年を見据えたライフサイクルのなかで、乳幼児期からの読書活動をはじめ、子どもから高齢者まですべての市民の学習ニーズに応えられるよう、それぞれの特性に合わせた学びの機会を充実します。特に、社会的に制約を受けやすい人（高齢者、障がい者、外国人、困難を抱える人々など）の学びの機会の充実を含め、誰もが生涯にわたりその能力を維持向上し続けることができるよう学習機会の整備を進めます。

市民の学びのニーズを捉え、学びのきっかけとなるような事業の実施と情報提供を行い、子ども・若者から高齢者までが学びを軸としてつながり、多世代交流が活発になることで、世代間で好循環を生み出せる取組みを進めます。

読書を通じた市民の自主的・自発的な学習を推進するために、読書環境の整備・充実を図るとともに、特に子どもの読書活動に関する施策を実施し、幼少期からの読書習慣の形成に取り組みます。

### 【主な取組み】

| 取組施策            | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①社会教育事業や学習機会の充実 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 青少年セミナーなどの青少年の健全育成に関する事業や人権教育に関する事業を実施します。</li><li>・ 公民館を中心に、市民の生涯学習ニーズを把握し、講座の開設や既存講座の見直し、人材の発掘や育成などを行い、学習目的に応じた内容を充実します。</li><li>・ 市民団体やグループが実施する学習会などに市職員が講師として出向き、市政に関する説明や情報の提供、専門的な知識を生かした実習などを行う生涯学習出前講座を実施します。</li><li>・ 社会教育関係団体の自主的な活動への支援に努めます。</li><li>・ 「市民ふれあいの里」の運営や「上初湯川ふれあいの家」との提携を通して、野外活動体験の機会の充実に努めます。</li></ul> |
| ②生涯学習情報の提供      | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 生涯学習情報誌「ライフタイム」により、生涯学習に関する講座やイベントの実施施設の紹介とホームページへの誘導を図るとともに、広報誌、公民館だより、図書館だよりなどの様々な媒体を活用し、市民への学習情報の周知に努めます。</li></ul>                                                                                                                                                                                                               |



|                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>③読書活動の推進</p> <p><b>【大阪狭山市子ども読書活動推進計画】</b></p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児から本に親しむきっかけづくりとしてブックスタート、ブックスタートフォローアップ事業を実施します。</li> <li>・幼少期からの読書習慣の形成を促すために、図書館や幼稚園や小学校でおはなし会を実施します。</li> <li>・多様な読書機会の確保のため、点字図書や録音図書、大型活字本やLLブック等を提供します。</li> <li>・学校図書館への希望図書の貸出や図書館見学の受入等、学校連携の取組みを実施します。</li> <li>・子どもの「読む・調べる」習慣づくりに資する「読書eプラン」の取組みについて各学校園と連携します。</li> </ul> |
| <p>④社会教育施設などの整備・運営</p>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪狭山市公共施設再配置計画」に基づき、今後の社会教育施設について、市民が安心・安全に利用できる施設整備と適切な管理運営に取り組めます。</li> <li>・公民館と図書館が一体となって事業を展開するなど、施設間の連携を深めます。</li> <li>・「市民ふれあいの里」や「上初湯川ふれあいの家」を広く市民に周知し、利用促進をめざします。</li> </ul>                                                                                                    |
| <p>⑤文化芸術に親しむ機会の充実</p>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪狭山の豊かな文化芸術を育むビジョン」にもとづき、市民の自主的な文化芸術活動を支援するとともに、文化芸術団体の育成を図ります。また、発表の場など文化イベントの機会を充実させます。</li> <li>・文化会館を拠点として、市民が文化芸術作品に触れる機会を提供します。</li> </ul>                                                                                                                                        |
| <p>⑥学習成果の活用と指導者の養成</p>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習講座などで学んだ人材や、さまざまな分野のボランティア情報などを集約し、地域における生涯学習活動を指導・支援する人材としての活用を推進します。</li> <li>・学びの成果をまちづくり活動などに積極的に生かせるよう、「街のすぐれもの事業」などにより、さまざまな活用場や機会を創出します。</li> </ul>                                                                                                                            |
| <p>⑦国際交流の推進</p>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化共生社会の形成をめざし、市民団体との協力による外国の言語や文化などを市民が学ぶ機会の提供や、国際理解の浸透及び国際化に対応する人材育成のための取組みを推進します。</li> <li>・大阪狭山市都市間市民交流協会が取り組む姉妹都市（アメリカ合衆国オレゴン州オンタリオ市）との交流活動を支援します。</li> </ul>                                                                                                                        |

## 目標 15 歴史文化遺産の継承と活用

### 【施策の方向】

狭山池や池守田中家旧宅をはじめとする本市の貴重な歴史文化遺産を後世に残し、伝えていくために調査研究を進め、その保存に努めます。また、その歴史文化遺産の活用を積極的に図ります。

シンポジウム・特別展・企画展・講座など普及啓発事業の開催により、本市のシンボルである狭山池や、市内に存在する歴史文化遺産の歴史的価値や魅力を全国に発信します。

合わせて、郷土資料館機能の充実に努め、市史編さん所に代わる収蔵施設の整備を行います。

### 【主な取組み】

| 取組施策                | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①文化財の調査研究と適切な管理     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「史跡狭山池保存活用計画」にもとづき、狭山池の調査研究を継続し、歴史文化遺産としてのさらなる保護・活用を推進します。</li> <li>・史跡狭山池に追加指定された池守田中家旧宅について、調査研究を継続するとともに、保存と活用に向けた整備を進めます。</li> <li>・韓国金堤（キムジェ）市との「親善及び相互協力意向書」にもとづき、学術的交流を推進し、狭山池の研究に役立てます。</li> <li>・文化財の調査研究を継続的に進め、市の文化財に指定することで、適切に保存・管理します。市指定文化財や府登録文化財に指定・登録することで、適切に保護します。</li> </ul>                                                        |
| ②歴史文化遺産の保存と活用の推進    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市のシンボルである狭山池の魅力を全国に発信する事業として、「狭山池シンポジウム」を開催し、狭山池の歴史的価値を検証します。</li> <li>・池守田中家文書の調査研究を進め、特別展・企画展などを通して情報を発信し、本市の歴史文化遺産の魅力を伝え、郷土の歴史への理解を深める活動を推進します。</li> <li>・狭山藩北条氏について、イベントや展示、講座を通して、市民に紹介します。また、北条氏関連自治体とともに、全国への情報発信を行います。</li> <li>・本市の歴史文化遺産を紹介する講座や教室を数多く開催し、市民の意識の高揚に努めます。</li> <li>・「大阪狭山市文化財保存活用地域計画」を活用し、歴史文化遺産の保護に対する意識の啓発を行います。</li> </ul> |
| ③歴史文化遺産保存活用などの整備・運営 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土資料館のもつ保存・活用・調査研究といった機能の充実に努め、市民が歴史文化遺産にふれることのできる機会や学びの場を提供するとともに、狭山池博物館との連携を図り、さまざまな企画展示や情報発信を推進します。</li> <li>・市史編さん所に代わる収蔵施設を整備し、調査研究機能を維持したうえで、収集した多岐にわたる歴史資料の継承と活用に取り組むとともに、市民から保管を依頼される貴重な歴史文化遺産の保存管理施設としての機能強化を推進します。</li> </ul>                                                                                                                  |

## 目標 16 郷土愛の育成

### 【施策の方向】

これまでの事業を継続しながら本市の貴重な歴史文化遺産を活用した学習機会の充実を図るとともに、郷土愛を育む教育活動が果たす役割が大きいことから、学校との連携を強化し、各学校が所在する地域の歴史文化遺産を活用し、郷土の歴史文化について理解を深める事業の展開を図ります。また、地域の関係機関や団体と連携し、子どもたちが地域の伝統や文化といった歴史文化遺産とふれあい、学べる機会を充実し、人と人のつながりのなかで郷土への誇りと愛着を育みます。

また、社会教育において、地域の歴史文化遺産を知り、新たな興味・関心を引き起こす機会を創出する事業を検討します。

### 【主な取組み】

| 取組施策                       | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①歴史文化遺産を生かした学習機会の充実        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・狭山池をはじめとする本市の歴史文化遺産をテーマとした講座や講演会、イベントなどを充実させ、郷土への愛着を深めます。</li> <li>・文化財ガイドなどの歴史文化遺産を紹介する資料を作成し、郷土巡りや学習会をはじめとする市民による自主的な活動を促進・支援するなど、歴史文化や風土を知る機会を充実します。</li> <li>・「大阪狭山市史」などを活用した取組みを充実します。</li> </ul>                                                                             |
| ②小中学校の「ふるさとさやま学習」カリキュラムづくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土の歴史文化や風土に関する学習を充実するため、子ども向け市史「おおさかさやまの歴史」や本市の豊富な文化財などを活用した事業に取り組み、小中学生が主体的に郷土理解を深め、郷土を愛する心を持つことができるようにします。</li> <li>・地域の人材と連携し、地域に残る歴史文化遺産を見学する学習や、地域の人を学校に招いて地域の伝統や文化などについて話を聞く学習などを推進します。</li> </ul>                                                                           |
| ③郷土を学ぶ地域活動の推進              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の名誉市民第1号で文化勲章受章者の末永雅雄先生の生涯とその活動を次世代に伝える事業を通して郷土への理解と愛着の形成に努めます。</li> <li>・地域の関係機関や団体と連携し、地域の伝統的な行事や社会貢献活動などに子どもたちが参加体験する機会の拡充を図ります。</li> <li>・郷土の歴史文化遺産にふれる機会を増やすことを目的に、小学生高学年向けの「こども歴史塾」の継続的な実施のほか、中高生を対象とする、歴史文化遺産を活用した地域を理解するための活動、市民を対象とした歴史文化遺産を活用する取組みなどを推進します。</li> </ul> |
| ④グローバル人材の育成（再掲）            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中一貫校としての個性を生かし、グローバル（英語力の向上）とローカル（地域学習の充実）を組み合わせたグローバルな子どもを育てていきます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                    |
| ⑤地域未来の学習（再掲）               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全学年において、「地域未来の学習」を新設し、自分の住む地域を知り、良いところを表現できる人材の育成のために、地域学習の充実を図ります。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                     |

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 計画の周知と各種情報の収集・発信

計画に掲げる教育振興の基本理念やめざす子ども像、基本方針等が教育関係者や保護者をはじめ市民に広く周知・理解され、教育振興の着実な推進・実現にまちが一体となって取り組むことができるよう、紙媒体やオンラインネットワークなど多様な情報発信手段を活用しながら、本計画及び教育振興の取組に関する周知に努めます。

また、市民や関係者にとどまらず、教育に関する研修や出前講座など、さまざまな機会を捉え、将来の関係人口や定着人口につなげることも想定した対外的な情報発信により、本市の教育振興の理念や取組の周知に努めます。

### 2 連携・協働する各主体に期待する役割

学校・家庭・地域・行政が一体となって、本計画を推進します。

また、関係機関、各種団体、ボランティア、NPO法人、市内事業者など、本計画の推進・実現に関わりを持つ多様な主体との連携・協働により、地域社会全体で教育振興に取り組む環境や仕組みをつくります。

#### (1) 学校園

学校園は、子どもに基本的な学力や生きる力を定着させ、その向上を図るという重要な役割を担います。さらに、体験活動の機会や内容を充実させ、主体的・対話的で深い学びや、遊びや生活の中での学びを通して、子どもが社会とつながり、自ら考え、学ぶ意欲や課題解決のための創造力、集団生活の中で他者を思いやる心、そして健やかな身体を育みます。

また、地域づくりを担う主体のひとつとして、地域全体で子どもの学びを支援するコミュニティづくりや地域人材の育成、地域学習の推進に対して積極的な連携・協働を図ります。

#### (2) 家庭・PTA

家庭は、規則正しい生活習慣の定着や規範意識の育成など、子どもの学びの基礎となる家庭学習を担います。また、子どもの精神的な支えとなり、思いやりの心や情操を育む場としても重要な役割を担います。

また、自らの子どもだけでなく、地域の一員として子どもを地域全体で育む意識を共有し、地域や各種団体と学校をつなぐ役割も担います。

#### (3) 地域

地域は、子どもたちを見守り、学校や家庭における教育のサポートを行います。また、通学における子どもたちの安全の確保や、子どもたちが参加・参画する地域行事の実施など、ふるさとに対する子どもたちの学びや愛着の醸成を協力して進める役割を担います。

#### （４）行政

本市の教育を振興するために、行政が主体となって、学校、保護者・ＰＴＡ、地域と連携及び協力を図り市民総がかりで教育の振興に努めます。

本計画に掲げる施策を総合的に推進するため、庁内の関係部署が緊密な連携を図りながら、戦略的・効果的な取組みを研究・企画するとともに、進捗状況の管理及び本計画の推進にかかる適切な事業経費の配分・確保に十分留意し、計画の実効性の向上に努めます。

加えて、学校・家庭・地域や関係機関、各種団体、ボランティア、ＮＰＯ法人、市内事業者など、各分野で活動する主体をコーディネートし、各主体が力を十分に発揮し、最も効果的に成果を得られるよう支援に努めます。

### ３ 計画の進行管理及び評価・点検・見直し

本計画を効果的かつ着実に推進するため、本計画とは別に「５年後に向けての参考指標」を設定し、同指標を踏まえたＰＤＣＡ（計画・実施・評価・改善）サイクルにより、計画の進行管理及び評価・点検を行いつつ、施策の円滑な実行及び課題の解決に努めます。なお、「５年後に向けての参考指標」は、関係者・主体が協働で計画を進めるための道標であり、「計画の進捗状況の把握」「計画の検証と改善の検討」「市民・社会への公表（説明責任＝アカウンタビリティ）と情報共有」「行政の意識啓発」を目的として設定するものです。

また、本計画は策定から５年後を目途に見直しを図るものとします。なお、計画期間の途中であっても、教育や本市を取り巻く新たな課題や大きな変化等に対して迅速かつ適切に対応していくため、必要に応じて計画の柔軟な見直しを図ります。